

令和8年3月2日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

|           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| 1番 影山 孝男  | 2番 三瓶 一壽   | 3番 大内 広信   |
| 4番 佐藤 弘   | 5番 山崎 ふじ子  | 6番 石井 一正   |
| 7番 小林 孝   | 8番 松村 妙子   | 9番 三瓶 文博   |
| 10番 篠崎 聡  | 11番 橋本 善一郎 | 12番 佐久間 正俊 |
| 13番 影山 常光 | 14番 遠藤 亮子  | 15番 鈴木 利一  |
| 16番 影山 初吉 |            |            |

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 事務局 長 今泉 喜徳 | 書記 横田 涼   |
|             | 書記 佐藤 祐梨子 |

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|     |       |
|-----|-------|
| 町 長 | 坂本 浩之 |
| 副町長 | 伊藤 朗  |

|          |       |                |        |
|----------|-------|----------------|--------|
| 総務課 長    | 嶋原 健二 | 財務課 長          | 菊田 誠子  |
| 企画政策課 長  | 渡辺 淳  | 住民課 長          | 佐久間 島宏 |
| 税務会計課 長  | 荒井 公秀 | 保健福祉課 長        | 影山 清夫  |
| 子育て支援課 長 | 大内 広三 | 産業課 長          | 遠藤 晃   |
| 建設課 長    | 新野 恭朗 | 企業局長           | 橋本 泰寿  |
| 教育 長     | 渡辺 和也 | 教育次長兼<br>教育課 長 | 藤井 康   |
| 生涯学習課 長  | 伊藤 晴之 |                |        |

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和8年3月2日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 令和8年度町政施政方針
- 第 5 議案第 2号 債権の放棄について
- 第 6 議案第 3号 三春の酒で乾杯条例
- 第 7 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 さくら湖自然観察ステーション条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例



両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

今定例会議の日程は本日から3月12日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会議の日程は、本日から3月12日までの11日間と決定しました。

なお、本日の議事日程は、タブレットに掲載したとおりでありますのでご了承願います。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より令和7年度第9回、第10回、第11回の出納検査報告があり、その写しを掲載しましたのでご了承願います。

…………… 令和8年度町政施政方針 ……………

○議長 日程第4、令和8年度町政施政方針について、町長の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。令和8年三春町議会定例会3月会議が開催されるにあたり、令和8年度一般会計予算の概要や主な施策について説明いたしますが、それに先立ち、町政に関する当面の諸課題について所信の一端を述べさせていただきます。

まず1つ目ではありますが、これまでの町の歩みを振り返るとともに、未来に向けて新しいまちのあり方を考える年としてまいりたいと考えております。全国的に人口減少・少子高齢化が進み、地域社会の構造が変化する中で、地方の「自給率」と「自立度」が問われる時代となっております。三春町の自主財源率は35.5%であり、決して高くはなく、将来の持続可能なまちづくりのためには、自ら稼ぎ、自ら支える力を高めることが不可欠であります。

この観点から、産業振興や観光、地域資源の活用による経済活動の活性化、農業の6次産業化や販売まで関わる農産物ブランド化など、地域の特色を生かした「稼ぐまち」の実現に取り組んでまいります。

また、若い世代や女性の活躍を促す人材育成や地域参画の推進にも力を入れ、里山に囲まれた生活環境を活かした安心安全の地域ネットワークと経済循環を意識した「持続可能なまちづくり」を進めることで、町民一人ひとりが安心して暮らせ、心惹かれるまちの実現を目指してまいります。

さらに、アウトドアヴィレッジ三春の運営、住生活基本計画や文化財保存活用地域計画、舞木駅周辺開発構想など既存計画との連動を図り、まち全体の発展に資する施策を着実に推進してまいります。

町民の暮らしの安心・安全と地域の持続的発展を両立させることを念頭に、令和8年度も全力で町政運営に取り組む所存でございます。

2つ目に、予算案の概要についてであります。

次に令和8年度当初予算案の概要について説明します。

予算編成にあたっては、町民が安心して生活するための社会保障費や防災・減災に係る経費、街なかへの誘客や観光資源を活かした地域活性化の推進に関する取組みなどに財源を配分したところ です。

一般会計当初予算の総額は87億9,841万円で、前年度当初予算と比較して1億9,689万円の増額となりました。

その他5つの特別会計の合計では、41億7,383万円、4つの企業会計の合計では14億4,232万円を計上し、これらを含めた令和8年度の予算総額は144億1,456万円となっています。

予算編成の基本方針としては、将来を見据えた持続可能な行財政運営を重視し、地域活性化や公共施設改修、人件費増、デジタル化、社会保障といった町民生活に直結する施策に優先的に財源を配分するとともに、課を超えた組織横断的な連携により予算執行を行うことといたしました。

三つ目の主要な事業についてであります。

第8次三春町長期計画の基本目標に沿った新年度の事業概要について説明いたします。

まず、基本目標1の「こどもの笑顔」はぐくむ地域づくりについては、妊娠期から出産・子育て期にわたって子育て家庭に寄り添い、必要な情報提供や相談支援を実施します。また、一時預かり事業などの子育て支援サービスの充実、経済的支援に取り組むことにより、子育てしやすい環境の整備に努めます。あわせて、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備することを目的とする新たな制度「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」に取り組みます。

学校教育分野では、本格化する小学校再編に向け、スクールバスの購入や施設の整備等、具体的な取り組みを進めていきます。また、再編による放課後児童クラブの受け入れ体制確保のため、必要な施設整備を併せて実施します。

生涯学習分野については、地域の登録指導者による運動部活動の地域展開を推進すると同時に、合唱団ほか、まほらミュージックプロジェクトの実施をとおして、児童生徒の活躍を支援してまいります。

基本目標2の「健やかな心と体」はぐくむ地域づくりでは、各種健康診査事業を実施し、病気の発症予防と重症化予防に取り組むとともに、町営ジムの運営時間、利用対象者の拡大を図り、住民の皆さんの健康づくりを支援してまいります。また、指定管理者である星総合病院の撤退により4月から一旦休院となる町立三春病院については、早期に医療サービスが再開されるよう、引き続き後継医療機関の選定を進めてまいります。

福祉分野においては、少子高齢化や単身世帯の増加、希薄化する人と人とのつながりなど、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、来年度から介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の包括的な相談支援や地域づくりを行う「重層的支援体制整備事業」に本格着手し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

基本目標3の「地域の絆」はぐくむ地域づくりでは、少子高齢化や価値観の多様化などを背景として、地域活動の維持・継続が厳しい状況となっているなか、自治会活動・各地区まちづくり協会活動への支援などにより、地域活動・地域コミュニティ機能を維持しながら、地域自らが様々な課題解決に向けた取り組みを行う仕組みづくりを推進していきます。また、アメリカライスレイク市への中高生サマーキャンプ派遣を実施し、姉妹都市との地域間交流や、こおりやま広域圏での広域連携を進めてまいります。

基本目標4の「賑わいと活気」をはぐくむ地域づくりでは、町の産業振興や地域経済の活性化に向けた取組みを推進してまいります。

農林業においては、昨年度策定した地域計画を活用し、農地の集積や担い手の確保など農業経営の基盤強化を図り、持続可能な農業への取組みを進めてまいります。また、地元農産物のブランド化や6次産業化を推進するため、農業・商業の事業者が連携し農産物の加工・販売力の強化を図るとともに、新たな振興作物の普及への取組みを着実に進めてまいります。

商工業においては、年間を通じたイベントの開催による交流人口や地元消費の拡大、空き店舗対

策に係る体制整備や情報発信の強化を図ってまいります。また、商工団体と連携した中小事業者に対する経営安定化への支援、事業の後継者の確保、新たな事業者の参入への支援を行ってまいります。

観光分野においては、城下町三春やアウトドアを活かした体験交流型・通年型観光の充実を図るとともにPR事業や情報発信を強化し、中心市街地の賑わいづくりや地域経済の活性化に取り組んでまいります。

基本目標5の「安全な暮らし」はぐくむ地域づくりでは、三春分署の移転整備事業について、令和9年度完成を目標に建設工事などを三春分署特別分担金により推進してまいります。

交通安全防犯対策として、ガードレールやカーブミラーなどの設置、通学路等の区画線の維持補修、高齢者のための安全運転支援装置の設置に対する支援を継続するとともに、防犯対策の強化を推進するため、令和7年度に引き続き、防犯カメラの設置事業を推進します。

町道の改良工事や維持工事、橋梁の点検なども継続して進めてまいります。

また、三春の里交流体験施設内にある公衆トイレの改修工事を行い、施設の利便性向上及び観光振興を図ってまいります。

町民の日常の移動を支える地域公共交通については、交通事業者等と連携を図り、利便性の高い持続可能な地域公共交通の実現に向け、町営バス運行、タクシー一定額制実証運行について、引き続き取り組んでまいります。

また、磐越東線活性化対策協議会による、鉄道の利用促進や地域活性化の取組みについて、田村地域での連携した取組みを継続してまいります。

ごみ処理に関する取組みでは、ごみの減量化、資源化を更に推進するとともに、高齢者等でごみ出しに困っている世帯の戸別収集については、継続した取り組みを進めてまいります。

生活用水の安定的な確保を図るため、水道給水区域以外の区域において、給水設備の整備費用を支援してまいります。

また、みはる暮らしの魅力発信や経済的な負担軽減を図る支援、空き家の利活用など、移住定住につながる施策の強化も図ってまいります。

以上、町政運営に関する所信の一端と令和8年度一般会計予算の概要や主な事業について申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。議員並びに町民の皆様には、今後も本町の町政の運営にあたり、ご理解とご協力を心よりお願いを申し上げます。

…………… **議案の上程** ……………

○議長 日程第5、議案第2号「債権の放棄について」から日程第36、議案第33号「令和8年度三春町宅地造成事業会計予算」まで、一括議題とします。

…………… **提案理由の説明** ……………

○議長 町長より提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 今回の定例会3月会議に提案いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

債権の放棄に係る議案が1件、条例の制定に係る議案が1件、条例の一部改正に係る議案が12件、指定管理者の指定に係る議案が1件、令和7年度三春町一般会計等の補正予算に係る議案が7件、令和8年度三春町一般会計等の予算に係る議案が10件、固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求める議案が1件、合計33議案であります。

それらの説明につきましては、配布いたしました議案書・議案説明書のとおりであります。

慎重に審議くださいますようお願い申し上げます。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 ただいま議題となっております32件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 お諮りします。

ただいま議題となっております32件については、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会及び予算決算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第33号までの32件は、掲載した議案付託表のとおり各常任委員会及び予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

… 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて …

○議長 日程第37、同意第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 同意第1号について説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の土棚容子氏の任期が令和8年4月30日で満了となるため、引き続き同氏を委員として選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

それでは経歴書に基づきまして同氏の経歴を説明させていただきます。

お名前が土棚容子氏であります。

学歴につきましては昭和62年3月に県立田村高等学校を卒業されております。

職歴につきましては平成23年4月に三春町臨時職員に採用。そして平成25年4月から現在に至るまで三春町土地改良区嘱託職員として従事されております。

公職歴等につきましては、令和5年5月から現在まで三春町固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただいております。賞罰についてはございません。

以上です。

○議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…… 陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書 ……

○議長 日程第38、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」を議題とします。

陳情第1号につきましては、掲載した陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

…………… 発委第1号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例 ……………

○議長 日程第39、発委第1号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長 発委第1号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例」

三春町議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

改正の内容につきましては、タブレットに掲載いたしました提出議案書のとおりであり、三春町行政組織条例の改正に伴い、総務常任委員会の所管事項を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

令和8年3月2日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 佐藤弘

以上、提出するものであります。ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これにて散会します。ご苦勞様でした。  
(散会 午前10時22分)



..... 一般質問 .....

○議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第56条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は会議規則第62条の規定により、質問者1人につき質問全体で30分の時間制限です。

それでは、順番に発言を許します。

○議長 4番佐藤弘議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(佐藤弘議員) 通告した質問は2件あります。

第1の質問、職員の給与についてであります。

ラスパイレス指数、国家公務員の給与水準を100として、地方公務員の給与水準を指数で比較するもの。三春町は97位と思いますが、いかがお尋ねいたします。

2つ目。福島県において、100を越している市町村があります。三春町もまず100にすべき予算編成での取組みを期待します。

以上です。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

1点目につきまして、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に地方公務員の職員構成に置き換えて平均給与月額を比較し、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数として表すものでございます。

本町における過去3年間のラスパイレス指数につきましては、令和5年度は96.3、令和6年度は97.2、令和7年度は97.1となっているところです。

2点目につきましては、令和7年度県内市町村の状況において、ラスパイレス指数が100を超えている市町村は9団体ございます。

地方公務員の給与は、国家公務員の給与制度に準拠しながら地域の民間給与を重視した均衡の原則が基本とされており、100を超えている場合は対外的な説明を求められ、必要な措置を講じなければならないとされております。

本町では、今後職員採用に支障が生じないように、人材確保の面からもラスパイレス指数100を目指す取組みを進めたいと考えております。そのために、目標を持って結果を出す職員を育成する人事制度や、職員の頑張りに対する適正な対価を確保できる給与制度を推進して、限られた財源の中で必要な人件費、予算の確保に努めてまいりたいと考えます。

○議長 4番。

○4番(佐藤弘議員) ラスパイレス指数100について、当局としては、次回100を目指すっていうことで間違いはないでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 繰り返しとなりますが、ラスパイレス指数100を目指す取組みは進めてまいりたいと考えております。

○議長 第2の質問を許します。

○4番(佐藤弘議員) 第2の質問、年次有給休暇の取得についてであります。

年次有給休暇、年休。年に20日もらえます。繰越しができるのも20日で、最高40日持つことができます。現在の取得状況はどうでしょうか、お尋ねいたします。

2つ目として、年休100%取れる職場環境はあるのか、お尋ねいたします。

3つ目。今後切捨てをなくすため、使用者のなすべきことは何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の年次有給休暇の取得状況でございますが、令和5年は平均付与35.5日に対して10.6日で、取得率29.87%。令和6年は平均付与37日に対して11.4日で、取得率30.86%。令和7年は平均付与37.1日に対して12.4日で、取得率33.42%となっております。

2点目の職場環境についてでございますが、年次有給休暇取得は、現在職員個人からの請求により所属長が承認しておりますが、職員個人や所属によって取得日数に差が生じているのが現状です。

さらに、土曜日や日曜日における行事・イベント時の出勤は平日に振替休日を取得していることから、年次有給休暇を取得しづらいということも実態としてございます。

このような状況から、現時点では年休を100%取得できる職場環境にあるとは言える状況には至っておりませんが、取得推進を目的としまして、夏休み取得期間を6月から10月までの5か月間に拡大しており、また今年度から、11月から2月までの4か月間における年次有給休暇取得推進期間を新設したところで。

さらに、職場で気兼ねなく年次有給休暇を取得しやすくするため、休暇計画表の活用や、職員ごとの年次有給休暇取得状況を所属長と個人に通知することでフォローアップを図り、職場全体で有給休暇取得に対する意識向上や取得推進策に取り組んでいるところで。

3点目についてでございますが、使用者と職員が年次有給休暇取得に対する意識を共有する必要があると考えており、さらに事務事業の見直しや行政DX化による業務の効率化を図り、また各職場の人員を適正に配置することにより、業務を平準化する取組みが必要であると考えます。

職員が目標を持って仕事に取り組みながら、私生活を充実させるなどのメリハリをつけることで生産性を向上させ、職員のワーク・ライフ・バランスが確保できる働き方改革や休み方改革に取り組んでまいりたいと考えます。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 取得率は大体3割。40日として、 $3 \times 4 = 12$ 日と考えます。

次に、土日イベント関係において、年次休暇が取得しづらいとありますけれども、常に同じ者が土日出勤ということではないと思いますので、取得しづらいということはありません。

それから、「このような状況から、現時点では年休を100%取得できる職場環境にあると言える状況には至っておりませんが」と発言されましたが、これはゆゆしき発言であります。

年休を20日間、職員に取ってもいいよと言うことさえ、与えているのに、職場環境がそういう状況ではないなどとは、全く言えることではないんです。環境的には、いつでも100%取ってもいい状況にあると言えなければなりません。

最高責任者である町長の発言を求めます。実際的に取得できる職場環境にないと言えるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

職員が有休の取得100%というのは、当然目指すべきものだというふうに認識しております。ただ、現実がそこまでいっていないということについては、原因をやっぱりきめ細かく見ていく必要があるというふうに思います。

自分の経験から言っても、例えば土日出勤だと振替休日ということで平日休みます。平日を休んでしまうと、どうも休んだというふうなことになってしまって、あたかも有休を取ったような感覚になることは実際あります。そういったことがまず1つあるということと、あと、課によってあるいは季節によってイベントが続くときには、さすがに繁忙期となりますので、その期間は取りづらいというのは正直あります。

じゃあどうするかっていうことなんですけど、6月から10月までの5か月間、有給休暇を取得しようという促進期間にあてております。その期間にできるだけまとめて、できれば1週間程度まとめて休むようにというふうな指導はしておりますが、現実的にはそこまでいっていません。

さらにそれを分析すると、例えば「自分が1週間休んだら、この仕事が他の人にできるんだろうか」というふうな心配があるようです。すなわち段取り力だと思いますので、そういったことも含めて、仕事は今ファイリングシステムになっておりますので、自分の仕事はこれを見れば他の方でもできるというのが当然の仕組みで今まで整備してまいりましたので、そういったものをもう一度中身を改善してといいますか、仕事の段取りなどを指導しながら有給休暇を取っていく。そしてまとめて取っていただくという方向で当面は進めてまいりたいというふうに思っております。

再度申し上げますが、有休が取れないということは、やっぱり異常な状態というふうに思っておりますので、100%取得を目指していくということについては変わりありません。

以上です。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) なかなか取りづらい状況があるということはあると思います。

ただ、全体的に年休が取れない、そういう職場環境だということではないと思いますので、その辺をもう一度お尋ねいたします。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

職場によって取りづらい、全体的に取りづらい環境にはないというご質問だったかと思えます。

先ほど町長からもお話ありましたように、各部署によって季節ごとあるいは行事ごとに取りづらい時期があるかと思いますが、全体を通しては、それほど取りづらいというような職場環境にはないと思います。

ただし、現時点におきましては、先ほどご説明しましたように30%前後ということで平均が出ておりますので、こちらをなるべくまとめた時期にできれば土日と合わせて有休を取ることで、まとめた取得をするように指導しながら、取得率の向上を図っていきたいと

いうふうに考えております。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 要するに3割ですから12日間年休を取ると、残り20日はそのまま継続して、20日については保留できるということですので、残りの8日間、これが切捨てになっているということでもあります。

切捨てということはどういうことなのか、お尋ねいたします。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

先ほどご質問にありましたように、有給休暇につきましては繰越しできる日数が20日というふうに設定をされております。ですから、年間20日付与されます有給休暇と合わせて最大で40日付与されます。

先ほどご質問ありましたように、20日間が上限で繰越しされますので、それ以上保有している有給休暇につきましては、次年度には繰越しができないということでございます。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 繰越しができない。したがって切捨てだっていうことなんですが、切捨てになる条件。なぜ切捨てになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 細かい繰越しの内容につきましては、個人ごとに確認しているわけではございませんが、一概的には年末。こちら休暇取り過ぎますと、なかなか繰越しが少なくなってしまうということもありますので、職員の意向によって取得する方もいますし、取得しないという考えもあろうかと思えます。

基本的には現在、職員の意向を優先して、取得をこちらとしては勧奨しているという状況でございます。

以上です。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 取得できない状況というのは、仕事があってできないっていうことなんですか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 取得ができないということは、全て業務が忙しくて取得できないという状況ではないかと思えますが、それぞれ、先ほども申し上げましたように、職員の意向を優先して勧奨しているという状況ですので、できればまとまった休みを取るようという指導をしております。

ですから仕事が忙しいときは、先ほど町長からお話もありましたように、職場内で仕事の割り振りをやりくりしながら、休めるような体制を進めておるところでございます。

今後もそちらの方を進めて、業務の繁忙に関わらず取りやすい環境を整えてまいりたいと考えます。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 取りやすい状況を各職場で作っているということではありますが、作っていても取れないということはどういうことなんですか。

考えてみれば、8日休日になると、次の8日間は年休で休む。したがって、その8日間職場に出てくるということは切捨てに当然なるわけですが、出てくる自体おかしいと私は思うんです。

8日間、その人は年休で休めるんです。休めるのを出てきて、出てきた人に、職をその所属長が与えていること自体おかしいのではないのでしょうか。その人の仕事はないんです。8日間年休取らなければならない人ですから、その人が出てきても仕事がないので、「あなたの仕事はないです。休みなさい」と言うのが当たり前なのか、出てくれば出てきただけに仕事を与えている、そのことはどういうことなんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 仕事を与えるということでございますが、職員の仕事につきましては、町民皆様からのご相談、ご要望、あるいは整理し切れない課題など様々な要因があり、仕事がないのに出勤しているような状況ではないというふうに認識しております。

繰り返しになりますが、職場環境を整備して、その職員が休んでも対応できるような体制を取って、なるべく休めるように職場環境を整えてまいりたいと考えます。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 休む環境を作ると言っていますが、環境ができないから休めないのではないのでしょうか。言ってることが矛盾してるのではないですか。作ると言いながらできない。したがって、今後も同じではないんですか。

所属長が出てくれば仕事を与えている。ある意味で個人の責任ということであれば、個人が持っている仕事、それをしなければならなくて出てくるということであれば、平日頃きちっと休みが取れる仕事の配分、そのことも所属長がきちっと見ていくべきではないでしょうか。やっぱりそれは、その課の所属長の責任がかなり重要だと思うんです。

もう一つは、仮に年休の切替え時期になればなるほど、「あなたは8日間残っていますので、今月末切替えになる。そうなれば、それから数えて2週間休みなさい。あなたの仕事はないんです」、はっきり言って休ませるべきではないのでしょうか。

もう一つはよくあることなんです、突発的で個人が事故に遭って休む。病気になって休む。そうすると、その代わりきちっと誰かが仕事をするんです。できるんです。いなければいらないなりに誰かがやるんです。

したがって、その人が出てくれば仕事を与えるなどということがおかしいんです。その人の休みを取らせるべきなのに、出てきたから仕事を与える。そのこと自体の考え方を直すべきだと思います。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 町としては、そういった実態をもう一度きちんと調べたいというふうに思っております。

町では勤怠システムがございます。カードがないと入場できませんので、それから何時から何時まで働いたというシステムは既にあります。

それで過剰に時間数が多い職員については、その原因を聞き取りをして、周りの係員とともにそういった仕事を分け合うと。そういったことは既にやっているんですが、今のご質問の趣旨から察しますと、そういった実態がないのではないかと、実際に起きているのではないかとというお質しだというふうに思っておりますので、町としてはもう一度各課に対しまして

勤務実態を調査いたしまして、そして有給休暇の取得状況も併せて調査するという事で、今後進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤弘議員。

○4番(佐藤弘議員) 最後に、きちっと所属長が100%年休を取れているということではないにしろ、20日間はそのままとしても、切捨てのないよう年休を取得させる。

先ほど例的に申し上げましたけれども、今月末切替えがあるという職員。8日間年休が残っているとすれば、月末から数えて2週間、要するに8日分。あなたは休みなさい、休ませる。そのことがあってしかるべきだと思いますので、今後の課題として検討をお願いをしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 先ほど答弁したものと重ねますが、現在でも所属長と個人に通知を差し上げてフォローアップしているところがございますが、今議員のご指摘がありましたように、なるべく、なるべくといいますか、繰越し漏れ、切捨てとおっしゃいましたが、そういうことがないように、今後、強化してまいりたいと考えます。

○議長 以上で、4番佐藤弘議員の質問を終わります。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは通告の内容に基づきまして、2件の質問をしたいと思えます。

なお、質問内でスマートフォンのことを「スマホ」と呼ばさせていただきますことをご了承願いたいというふうに思えます。

それでは、第1の質問になります。自治体DX推進とデジタル弱者に対するサポート体制について伺います。

1点目。現在確定申告の相談予約、健康診断の予約受付、集団ワクチン接種の予約など、様々な行政サービスがスマホ1台で完結するという事は、皆さんご存じのとおりだと思います。他にスマホでできるサービスはあるのでしょうか。

2点目。現在、70代や80代でもスマホを所持している方が多いと思えます。

ただ、電話機能や家族との連絡の手段としてしか使用されていないということが多く思えます。デジタル弱者への無料スマホ操作説明会など開催しているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 ご質問にお答えいたします。

1点目のご質問ですが、三春町ではデジタル化を推進し、町民の皆様がスマートフォンを活用して行政サービスを円滑に利用できる体制を整備しております。

具体的には、三春町公式LINEを活用し、防災情報、イベント観光情報、子育て福祉に関する情報など、様々なカテゴリー別の情報発信を行っております。

また、町広報紙や回覧物のデジタルブック化や電子回覧板の導入により、町民の利便性の向上に取り組むほか、スマートフォンを活用した各イベント、講習会や税関連の申請事前予約、町民健康診断の予約受付、社会体育施設等の予約、町営バスの利用予約、子育て支援セ

ンターの利用申込み、水道手続の開始・廃止手続、各種アンケート調査など、多様な行政手続がスマートフォンで完結できるような環境の整備を進めております。

さらに防災対策として、ハザードマップのスマートフォン活用や福島県防災アプリを通じた情報提供にも取り組んでおります。

2点目のご質問ですが、行政のデジタル化推進と併せ、スマートフォン所持率が高い一方で、操作に不安を抱える方への対応として無料スマホ教室を実施しております。

総務課では、デジタル活用支援推進事業としてご希望いただきました健康サロンを対象に、スマホの基本操作やLINEの利用体験、キャッシュレス決済をテーマとした講座などを各集会所や公民館で実施しております。

また、生涯学習課では、初心者向けInstagram活用講座及びスマホ教室を三春交流館や岩江地区防災コミュニティセンターで実施したところでございます。

また、携帯電話などの各キャリア、携帯電話会社、こちらにおきましても、各店舗などで、シニア層や初心者を対象としたスマートフォン基本操作の講習等も行っております。

デジタル化が進んでいくとともに、スマートフォン活用に不安を抱える方も増えていくことが想定されます。今後も、行政サービスの利便性向上と町民生活の質の向上を図りながら、デジタル化による効率的な行政サービスの提供と支援を強化してまいりたいと考えます。

○議長 10番篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 1点目の回答の中で電子回覧板という話がありましたけども、電子回覧板ってあまりやってるような気がしないんですけど、やってるんですか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 電子回覧板につきましては、LINEをご利用いただいている場合は、その画面からホームページ等に飛んでご覧いただけるものでございます。

ご指摘ありましたように、なかなか周知できていない部分もございますので、今後この電子回覧板、周知活用を推進しまして、なるべく紙の回覧板などを少なくできるように取り組んでまいりたいと考えます。

○議長 10番篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） 続いての再質問に移らせていただきます。

70代、80代の方の無料スマートフォン教室等、実施されているということは理解されましたが、講習を今まで受けた方、分かればですけども大体どのくらいおられるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長 説明会等につきましては、総務課で実施しましたデジタル活用支援推進事業としまして、八島台ほか集会所におきまして、令和7年度44名の方が受講していただいております。

初心者向けInstagram活用講座につきましては、交流館まほらで開催いたしまして、合計で39名の方が受講していただいております。

スマホ教室につきましては、交流館まほらと岩江防災センターで行いましたスマホ教室、こちらは令和6年度の実績でございますが、合計で26名の方が受講していただいております。

○議長 第2の質問を許します。

10番篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員）　　たくさんの方が受講されているということは理解したんですが、大体その場では理解しているんですが、お家に帰ったら、ちょっとまた操作の仕方が分からなくなったというようなことも無きにも非ずということですが、無料講習会というのは何回受けてもよろしいのでしょうか。

○議長　　答弁を求めます。

鳴原総務課長。

○総務課長　　特に受講に制限はございませんので、何回でも受講していただけるように設定してまいりたいと考えます。

今後また複雑化していくことも考えられますので、説明会等についても充実してまいりたいと思いますので、多くの方に受講していただきたいと考えます。

○議長　　第2の質問を許します。

10番篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員）　　それでは、第2の質問に移らせていただきます。

愛知県の小学校で女兒が顔面を強打してけがをしたということで、よく観察しないで保護者に迎えに来て帰宅させたという事例がありました。帰宅後、女兒が気分不快を訴えたため、親御さんが病院に連れていったところ、顔面に骨折が見られたという診断を受けたということです。女兒が学校でけがをして把握しながら、救急を要請しなかったということでニュースになっておりました。

それでは1点目ですが、町立学校で事故や急病が発生した場合、救急要請をする基準はありますか。

2点目、児童や生徒の傷病があった際に、救急車を呼ぶほどではないが、医師の診断を受けたほうが良いと判断されたとき、受診体制はありますか。

○議長　　答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長　　ご質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、町立小中学校ではそれぞれ危機管理マニュアルを作成し、児童生徒が事故や急病の場合、適切に対応できるよう教職員に周知しています。

このマニュアルでは、救急車を要請する基準として、事故等発生時の状況、児童生徒の症状の観察により、緊急事態と判断した場合は速やかに救急車を要請することとしています。特に頭部・頸部の外傷の場合は意識障害の有無等を適切に判断し、原則として救急車を要請することとしています。

また、児童生徒の発達段階によっては、けがの発生状況や自身の症状を正確には表現できない場合が多く、教職員も医学的知見を詳細には有していませんので、児童生徒が「大丈夫」と言っても、迷ったときや疑わしいときには躊躇せず、救急搬送するように指導しています。

2点目のご質問ですが、先ほどのマニュアルにより救急車を要請する基準には至っていないものの、医師の判断が必要とされた場合には、保護者に連絡を取り、症状や保護者の状況等により保護者が学校に到着をするのを待つ場合と、教職員が町内医院等へ搬送し、医療機関で保護者と合流するなどの対応を行っております。

以上、答弁といたします。

○議長　　10番篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員）　　それでは、再質問させていただきます。

これらの事例について、今までどのくらいの事例があるか分かる範囲で教えていただきたい。

○議長 答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長 再質問にお答えいたします。

これまでの救急搬送の件数についてでございますが、分かる範囲で申し上げますと、令和3年度から本年度までの5年間のうち、三春町立小中学校から救急搬送した件数は令和3年度1件、令和4年度はゼロ、令和5年度は3件、令和6年度は4件、令和7年度はこれまで2件の合計10件でした。

以上、答弁といたします。

○議長 以上で、10番篠崎聡議員の質問を終わります。

○議長 14番遠藤亮子議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○14番（遠藤亮子議員） 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告により質問をさせていただきます。

現在町で運営している児童クラブやまほらっこ教室についてですが、核家族化、そして就労形態の多様化に伴い、放課後児童クラブへの保護者のニーズが高まっております。

三春町第2期教育大綱には、「核家族化や共働き家庭の増加により、放課後、自宅に家族が不在であるため、安全・安心に過ごせる場所がない児童が増加しています。そのような家庭の児童を対象に放課後児童健全育成事業を実施し、児童が安心して過ごせる生活の場として適切な環境を提供します」。

わんぱくクラブ・岩江児童クラブ・御木沢児童クラブの運営は、「児童に対して遊びの場の提供、生活の場の提供を行うとともに、保護者に対しては子育て支援、就労支援を行うことで、児童自身への支援と同時に、保護者も安心して子育てができるように支援する児童クラブを運営します」とあります。

保護者が安心して働ける環境を整備し、子育て支援の充実を図るために、町では放課後等の子どもの居場所づくりの推進として児童クラブやまほらっこ教室の運営をしておりますが、保護者の就労時間などの違いから、預けるシステムの疑問を感じている保護者からの声を耳にします。

そこで、町が提示している児童クラブとまほらっこ教室のあり方をお聞きいたします。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブは児童福祉法に規定され、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用し、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

一方のまほらっこ教室は、文部科学省が実施する「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の一つである「放課後子ども教室」のことを言っています。福島県におきましては、東日本大震災からの復興という目的のもと、「復興に向けた学びを通じた協働のまちづくり事業」として、地域住民等の参画による放課後の学習・体験活動の場として実施をしており、無条件で全ての小学生が対象というふうになっています。

このように、放課後の児童の安全安心な居場所としての役割は同じですが、「児童クラブ」は保護者の就労等、利用できる児童に条件があり、「まほらっこ教室」には参加条件がないという違いがあるということです。

町では、三春・岩江・御木沢小学校に児童クラブとまほらっこ教室を、中妻・中郷・沢石小学校にまほらっこ教室を設置しており、小学校の再編後もこれらの配置を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 答弁の内容が少し堅い感じで、これは私以外でもちょっと分かりにくいのかなという部分はあるんですけども、もう少し具体的にまほらっこ教室、それと児童クラブの違いとか、条件とかがあるというお話も伺いましたので、条件をもう少し詳しくお答えいただけませんか。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 児童クラブとまほらっこ教室の入所に関わる条件ということで答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、児童クラブにつきましては児童福祉法という法律に基づいて実施しております。これは放課後お子さんが家庭でひとりぼっちになるとか、あるいは幼い兄弟同士のみになるというふうな状況をなるべくなくすということで、保護者の方が就労している、あるいは通院等で放課後家庭にいないというふうな状況、そういうふうに家庭に保護者の方がいないという条件があればお子さんが入れるというのが児童クラブということになってます。

一方でまほらっこ教室につきましては、これは基本的には入所の条件というものはないということで、全ての児童が対象ということになっております。

放課後子ども教室、いわゆるまほらっこ教室の考え方なんですけれども、こちらについては基本的に小学校の低学年のお子さんと高学年のお子さんの下校時間が違うということになり、低学年のお子さんの方が早くお家に帰るということになりますので、高学年の子が帰るのを待って一緒に下校をするという、そのつなぎの時間をまほらっこ教室の方では請け負っているということになりますので、その辺りが児童クラブとまほらっこ教室の考え方、条件の違いということになっております。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 預け入れる時間等とか条件に関しては分かりましたが、まほらっこ教室と児童クラブにおいての料金体制とかってというのが今お示しされていないようなんですが、まずまほらっこ教室は年間保険料として800円、児童クラブ、こちらは1か月が3,500円、内訳として保護者協力金が1,000円、児童クラブが2,500円ということを伺っております。

ただ、児童クラブのない中妻・中郷・沢石は年間800円の保険料で延長と長期休業の預け入れをしているということなんです、そこはなぜなのでしょう。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

まず児童クラブにつきましては、児童クラブの設置にあたりましては、子ども・子育て支援新制度に基づきます国からの交付金、それと県からの同じく交付金という形で、対象費用の国・県・町の経費比率が3分の1ずつということになっています。ですので、児童クラブについては町の方でも対象経費の3分の1の経費支出があるものということになります。

一方でまほらっこ教室につきましては、基本的に対象経費の全額が福島県からの補助金という形になっておりますので、対象経費分については町の方での経費負担がないということで、その考え方に基きまして、児童クラブの方では保護者の方からの協力金という形で金銭的な負担をしていただいていると。

まほらっこにつきましては、原則として全額が県の方からお金を頂いておりますので、保護者負担はなしという考え方で整理をしているということです。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) 後半の方の児童クラブの中妻・中郷・沢石に関しての、800円で受け入れているという部分に関してのお答えはいかがでしょうか。

長期、そして延長があるということで、定額の800円で受け入れているということに関しての質問だったんですが、そちらの方の答弁の方、お願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 大変失礼いたしました。中妻・中郷・沢石小学校のまほらっこ教室につきましても、経費負担の考え方としては、先ほど答弁で申し上げたというものと同じになっております。

対象経費分については県の方からいただいているということで、ただし、当然長期休業中については、本来はまほらっこ教室は受入れはしないというのが原則になるんですけども、児童クラブがない中妻・中郷・沢石小学校については、やはりそれぞれ地元の中で、保護者の方が就労等でお子さん世話できないというご家庭もありますので、長期休業中も開所をするという形にしております。

この分につきましては、基本的には地元の有償ボランティアの方のお世話になるという点について、県の方の対象事業にも含まれますので、一部分は町の方の経費がなくて行えるんですけども、長時間に及びますので、長時間分については町の方で経費負担をして、会計年度任用職員を雇用して対応するという流れになっています。

ですので、町の経費負担が全くないわけではないんですが、その分については町の方で経費を持っておりますので、保護者の方には転嫁をしていないという考え方で整理はしています。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) 町内の児童クラブとまほらっこのいろんなところの違いが出てくるっていう、統一性がないということで、保護者の方からの問合せとかはありますでしょうか。疑問になっている部分に対しての問合せをあるかどうかって。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

基本的には新入学される際に、学校の方で新入学の児童のお子さんというんですか、の保

護者の方には児童クラブ、それからまほらっこ教室の制度的なもの、内容についてのご説明をしております、その際にご質問等があればお受けするという形を取っております。

また、個別に問合せ等をいただいて、その都度それぞれのご家庭の状況によってどちらが使えるとか、あるいはどちらも要望に沿えないというふうな場合も当然出てくることもあると思います。

要望に沿えないっていうのは、対象の時間が例えば「夜の7時までできませんかね」とかっていうふうなときには、どうしても設置時間がその時間まではやっておりませんので、その際にはお断りということになる場合もあるんですけども、いずれにしても個別の相談等についても、その都度その都度適切に対応しているというふうに考えております。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） 保護者からの問合せ等なんですけれども、今回みはる議会だよりの号外を朝刊とかでご覧になった保護者の方から、結構問合せが私の方に入りました。

その問合せ等について、ちょっと述べさせていただいてもよろしいでしょうか。

一応まほらっこ教室っていうのが放課後子ども教室ということで、放課後の預け入れという形を取っているにも関わらず、一斉下校、早い時間の下校ですよね。一斉下校とか授業参観日においては預け入れがないと。

授業参観日のときに、肝心な役員を決めたりする懇談会。そういったものに関して、出席されている保護者が「子どもが1人で待っているのでお迎えに来てください」と呼び出しを受けたと。そういう事例もいただいたと。

問合せをしたいんですけれども、なかなか子どもを預けている以上、子どもに対して影響が出てしまうのではないかなという不安も、そういう声もありました。

町内のまほらっこ教室と児童クラブの預かりに大きな差があると。御木沢のまほらっこ教室は週2回から3回の預かりで800円、長期の預かりはなしに対し、中妻のまほらっこは平日・長期休業ともに18時までの預かりがある。料金は同じく800円。同じ町内でありながら、預ける日数や時間に差があることに疑問を感じている。

また、町のホームページには児童クラブがないため、まほらっこ教室で夕方まで預かりをしているところもあると記載があるが、なぜ児童クラブを設置せず、まほらっこ教室のみの運営なのか。まほらっこ教室と児童クラブの違いを何度聞いても分からない。おやつがあるかないか。製作するかしないだけなのか。なぜ別々に分けているのか。どちらかに統一しない理由があるのかといった点が分かりにくく、保護者の疑問が広がっているということなんです。

地域によって預かり環境に大きな差が出ている現状について、今後の方針。また、これから統合にあたって、町内で統一感がないと混乱するのではないかとの声もありますので、こちらも併せてお考えを伺いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

非常に多岐にわたるご意見とかご要望ということになりますので、ちょっと完全にとはいかないかもしれませんが、まず児童クラブとまほらっこ教室ということで、その違いについては、冒頭答弁の方で申し上げたとおりということになります。

児童クラブにつきましては設置の基準というのが実はありまして、これはお子さん1人の

専有面積が1.65平米、それから40人を1つの単位とみなして、その40人1単位に対して2人の指導員が必ず配置されること。その2人のうちの1人は放課後児童支援員という、これは都道府県知事が認定をする資格ということになるんですけども、その有資格者が必ず1人はいなければいけないというふうな条件設定があります。

このような条件をクリアするということになりますと、全ての小学校において児童クラブの設置というのが非常に難しいということで、三春では三春・岩江・御木沢小学校区に児童クラブを設置しているということです。

その一方で、当然小さな小学校であっても、家庭で放課後、子どもさんの面倒が見れないとかっていうふうな世帯はありますので、そういうところに対する配慮ということで、町では小さな小学校、中妻・中郷・沢石小学校区については、児童クラブは要件上設置が難しいということになりますので、まほらっこ教室を設置をして、そこでお子さんの受入れをしているということです。

ですので、児童クラブとまほらっこ教室という2つの種類のものがあって非常に分かりにくいと。なぜ統一をしないのかというご指摘があろうかとは思いますが、児童クラブは設置ができないから何も放課後の受入れ場所は設けませんよということではなくて、児童クラブは設置できないけれども、まほらっこ教室で何とかご苦労されている保護者の方の支援をしようということで、これまで町の方では対応してきたということです。

制度の分かりにくさということにつきましては、十分こちらの方での説明が足りなかった部分もあると思いますので、その点については、保護者の方の理解が得られるように十分な説明をしていきたいというふうに考えています。

このような2つの制度を扱っているということになりますので、どうしても時間の差等、児童クラブとまほらっこ教室では対象時間が異なるということが出てきます。

三春・岩江・御木沢の場合には、児童クラブがまほらっこ教室の補完、両方でそれなりの時間の受皿になるということになります。児童クラブが設置できない中妻・中郷・沢石小学校については、通常のマほらっこ教室の対象時間では保護者の方のニーズに十分応えられないということで、児童クラブと同じ要件に基づいて、保護者の方が就労等されている場合には延長という形でお預かりをしているということです。

ただし協力金とか使用料的なものの徴収につきましては、原則としてまほらっこ教室については徴収ができるというふうな形になっておりませんので、保険料のみで対処させていただくということです。

いずれにしても、2つの制度、非常に分かりにくいという点については先ほど申し上げましたが、丁寧にご説明をしてご理解をいただきたいというふうに思いますし、何よりも放課後の子どもの安全安心な居場所づくりということで、全てのお子さんが、また保護者の方が安心して放課後過ごせる場所の設営ということで、現在までやってきたという考え方で整理をさせていただければというふうに思います。

そのような考え方に基きまして、これから迎えます小学校の再編後につきましても、小学校教育の基本方針の中でも申し上げましたが、閉校する小学校区についても、まほらっこ教室を存続してそれぞれの地区の保護者の方、また児童の方が、放課後あるいは長期休業中、安心して過ごせる場所の提供に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番（遠藤亮子議員） まほらっこ教室における放課後という形になるんですけれど

ども、やはり放課後家庭に保護者がいないということは日中ももちろんお仕事をされているということなので、まほらっこ教室に預けているお子さんたちの長期休業にあたっては、全くそれが無いじゃないですか。今の現在のまほらっこ教室においては、長期休業というのは受入れをしないという形になるんですけども、そういう保護者からの問合せもあるんですね。

どうしても児童クラブは長期休業を預かってくれるけど、まほらっこに通っている子どもに関しては長期休業の受入れがないと。そしたら夏休みとか冬休みの休み中、保護者はお家にいないので、お子さんを1人にしてしまうのかっていうことも考えられるわけです。それに関しても、やはりどうしてもその違いっていうものがあるのかっていう保護者からの疑問も挙げられてます。

それは先ほどと同じような形になっちゃうんですけども、小学校の再編後、これに基づいてなんですけれども、一時的に児童数の増加が見込まれるため、児童クラブの待機児童を生まないためにということで、環境整備を行っていきます。再編による小学校が統合となる地区においては、地域での子育て支援の促進や地域コミュニティの維持、地域の文化や伝承の継承を図るために、持続可能なまほらっこ教室の環境整備を行っていきますと。保護者が安心して働ける環境を整備し、開所時間を見直しの検討をしていきますと、ここには載っているんですけども、先ほどの答弁の中には、なかなか児童クラブを設置するのは難しいという答弁もありました。

でもここに書かれているのは、就労されている保護者に対して、預け入れる環境を良くしていくっていうためのことを書かれているんですけども、そこはちょっと矛盾されているのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

ちょっと説明が十分でなかったってところあるかもしれないんですけども、まず三春・岩江・御木沢小学校につきましては、児童クラブとまほらっこ教室が両方あるということです。児童クラブについては、保護者の方が就労等によって、放課後お子さんの世話ができないという場合のみ入れると。

まほらっこ教室については先ほど答弁でも申し上げましたが、低学年児が高学年児と一緒に帰れるようにということで、おおむね4時ぐらいをめぐりに下校してもらうという形で、3つの小学校で行っているということです。

その3つの小学校については、長期休業中につきましても当然児童クラブにつきましては開所をして朝から夕方までお子さんを預かっているという。これが三春・岩江・御木沢小学校の現状ということです。

中妻・中郷・沢石小学校につきましては、まほらっこ教室のみを設置しているということで、基本的に学校が運営している期間につきましては、放課後児童クラブと同じように延長教室を利用して、放課後から6時までお子さんの居場所を提供するというようにしています。

ご質問がありました、長期休業中まほらっこ教室ないじゃないかということなんですけども、中妻・中郷・沢石小学校につきましては児童クラブがありませんので、長期休業中については、保護者の方が就労等されていてお子さんの面倒が見れませんという場合には、長期休業中、朝から夕方までまほらっこ教室としてお預かりをしているという形になっています。児童クラブで設置をしていないから、長期休業中お預かりしませんというわけにはいきません

ので、児童クラブがない3つの小学校については、長期休業中でもまほらっこ教室を運営して、お子様のお預かりをしているということになっています。

それから開所時間についてですけれども、現在、ご家庭、就労状況が様々変わってきておりまして、児童クラブやまほらっこ教室を設置した当時と現在では、かなり雇用形態等の変化があるということで、現在、児童クラブについては、できればもう少し開所時間を延ばせないかというふうなことで検討させていただいていると。

町内3つの児童クラブの中で、岩江児童クラブのみが若干朝、それから夕方、長時間に及んでいるんですけれども、保護者の方のニーズ等も調査をしながら、残りの児童クラブについては時間帯について検討したいということになっています。

今後当然まほらっこ教室についても同じように保護者の方のニーズを十分お聞きしながら、丁寧なお子さんの居場所づくりを進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 遠藤亮子議員。

○14番(遠藤亮子議員) 今の説明のように分かりやすく、どなたが聞いても分かりやすいように、これからまた新年度も始まりますので、これから預け入れをされるという保護者さんに対しての、詳しい内容で分かりやすい内容での説明というか、こういったものを知りたくて周知していただきたいと思っております。

新年度に待機児童とかもちよっと伺ってはいたんですけれども、待機児童があつてはいけないと思っております。今の世の中、物価高騰に対して、とてもお仕事をしなければ生活をしていけないという保護者さんたちも大勢いらっしゃるかと思いますので、やはりそういった意味においても、子育て支援にすごく充実しているというような形で、三春町は充実していますよってというような形を取っていただかないと、これから育てやすい環境の中で過ごしていきたい、生活をしていきたいという若い世代が、他の町に行かれないようになっていく形で、しっかりと三春町として受入れ体制をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

詳しい内容で十分な説明をということについては肝に銘じまして、丁寧にそれぞれの保護者の方にご説明をさせていただき、最善の選択ができるようにということで行っていききたいというふうに考えております。

それから待機児童というふうなお話ありまして、少子化が進行して子どもの数が減るという中なんですけれども、実際のところ、児童クラブやまほらっこ教室を利用したいというお子さんについては若干増加しているような状況になっているということです。

これを受けまして、もちろん待機児童が発生しないようにということで、それぞれの施設におきまして改修等を行って、受皿の増加ということでの対応はさせていただいている状況になっています。

いずれにしても、お子さんが安心して安全に過ごせるようにと。そして保護者の皆さんが安心して預けることができるようにという環境整備については、これからも十分に力を尽くしながら実施をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 以上で、14番遠藤亮子議員の質問を終わります。

始まってから1時間以上経ちましたので、ここで休憩を取ります。11時半より始めます。

……………・・ 休 憩 ……………  
(休憩 午前11時20分)  
<休 憩>  
(再開 午前11時30分)  
……………・・ 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長 2番三瓶一壽議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番(三瓶一壽議員) ただいま議長より許可を得ましたので、行政サービスのあり方について3点ほど質問させていただきます。

三春町議会は、広く町民からの意見をいただく機会として毎年広聴会を開催し、参加の希望をいただいている団体の方々との意見交換会を実施しております。

意見交換会で町民の方々から出された貴重な意見や要望は整理して、町民の意見・要望として、町政改善のための目的で政策執行者に提出しております。執行者側からそれらについての現状対応や改善計画等について回答が議会に届きます。これらについて、議会では当事者にその旨報告し、議会だよりでも取り上げて広く町民に知らせています。

ところが、町執行者からの回答があまりにも漠然としていて、的を射たものになっておらず、そのまま町民にお示ししがたいものが多いと感じております。

そこで1点目の質問は、執行者として町民等からの意見や要望に対して、対応表現をもっと明確にすべきと考えますが、いかがか。

次には、また高齢化が急速に進んでいる現状で、行政サービスの対応も昨今はDX化が進み、非常に便利になってきている一方で、その進化についていけない町民の方々も少なからずいらっしゃるのが現状ではないでしょうか。

そのような町民が何かの問題を抱えて役場に相談に来られたときに、どの窓口に行けば良いか分からずに困った。あるいは少々複雑な問題を抱えて来庁し、相談するが、解決に至らずたらい回しにされてしまうケースもあると聞きます。法律など示し、これはできない、それもできないの回答が多すぎるとの声も聞きます。

このようなときに、お客様の要望を的確に判断し、ケース・バイ・ケースで適切な解決手段を案内するコンシェルジュ的な存在が必要と考えております。

そこで質問いたします。フロアマネジャーデスクを設けられないのか。

2番目、(仮称)「すぐ対応グループ」、またの名を、よく言われておることですが「すぐやる課」を各課に設置できないかということについて質問いたします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第1の質問にお答えいたします。

1点目の「議会からの意見交換会に係る申入れの回答について、意見表現を明確に示すべき」とのご指摘につきましては、申入れの内容が高度な政策課題の事項が多いため、すぐには解決策を見いだせない事項については、長期的な展望や見通しでの回答となっております。また、予算措置が必要な申入れについては、実施の可否や今後の進め方なども具体的にお答えできない場合もございます。

ご指摘いただきました点につきましては、これまでも現時点で考えられる対応を真摯に回答してきたところでございますが、今後はさらに、その時点での進捗状況や今後のスケジュールと進め方などについて、可能な範囲で具体的にお示ししながら回答するように努めてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、住民課に総合案内窓口を設けており、来庁された方がどこの部署に相談して良いか分からない場合には、要件や相談内容を伺い、対応しております。

また、総合案内は総合生活相談窓口でもあるため、生活や家庭の問題などの困りごと、悩みごとに関する相談も受けており、内容によっては専門機関の紹介案内や町の担当課へ引継ぎを行っております。

これまで、総合案内として対応が十分でなかった案件もあったと認知しておりますので、総合案内窓口の研修を実施するなどして、職員の知識の習得や資質向上を図るとともに、総合案内窓口制度について町民皆様への周知などを行い、体制を強化してまいります。

なお、お質しの「フロアマネジャーデスク」については、新たに設置する考えはございません。

3点目の「すぐ対応グループ」を各課に設置できないかのご質問については、人員配置や執務スペースの都合上、各課などに設置することは困難でございます。

今後も町民皆様の様々なご相談・ご要望に対して、職員一人ひとりが迅速に対応できるように、人材の育成と行政サービスの向上に努めてまいります。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 再質問させていただきます。

第1点の答弁に対しまして、内容が高度な政策課題というふうなお話でしたが、私の知る範囲ではそんなに高度な政策課題が上がってきているという認識はなく、意見をくださった方々からすれば、今すぐにでも対応を希望する内容に見えます。例えばですが、高度な政策課題とはどんな課題が考えられるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お質しの方の内容が具体的な事例があれば具体的にお答えできるんですが、そうではないので私の考えを申し述べます。

高度な政策課題というのは、例えば一つの事案について、それを推進すべきだという賛成、そして、逆にそれはいかなものかという推進に対して反対する事例もございます。そういったものを含めて、高度な政策課題というのは多様にわたっておりますので、具体的な事例をいただければ、もう少し的確にお答えできます。

また、それを実施するにあたって、事業主体がどこであるかということも非常に大事な観点になります。事業主体が国であったり県であったりするものに関しては、町としては「そちらに対して要望いたします」というふうな回答が多くなるということも実際にございます。そういったものを含めて、高度な政策課題というふうな表現をさせていただきました。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 高度な政策課題というのは、今のお話ですと、高度という表現が良いかどうかは別として、こういうことができるという判断に迷うということなのかなというふうに理解しましたので、今後意見交換会のときに反映させていきたいと思っております。

次に、解決策を見いだせない事情については、長期的な展望を見通しでの回答というふう

なお話がありましたが、解決策を見いだせない事項であるからこそ、その旨明示して、丁寧な背景の答弁をしてほしいと考えております。

また、長期的な展望と見通しという答弁ですが、この長期的というのは、三春町の第8次長期計画で言うと、前期計画5年、後期計画10年の何を指しているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 長期的な見通しによって丁寧に説明させていただくということには変わりございません。ただ、長期計画の中にあるから、その何年に当たるんだというのは、事例によっては全く該当しないものが多いんじゃないでしょうか。

先ほども申し上げましたが、具体的なこういった事例があったけどどうだということについては回答できるんですが、漠然とした中で長期的な見通しどうなんだというのは、お答えが非常に難しいんです。そういうものを含めまして、私どもとしては丁寧にといいますか、先ほど申し上げたとおり、できるだけ具体的な説明をするということについては変わりはありません。

ただ、先ほど高度な政策課題とか長期的な見通しってというのは、相手方がある、あるいは予算のつき方がどうだ、国の予算の確保はどうだ、そういった様々な問題があって初めて事業が実施されますので、特に具体的なお話があればお答えしやすいんですが、全体的なお話としてはそのようなお答えになります。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 町長が議会に示された稼ぐ町の実現を目指されるのであれば、昨年12月に、例えば開催されました三春町認定農業者協議会から、稼げる農業・6次化農業等の要望も出ておりました。

稼げる町に向けたさらなる政策のために行動を期待するものでありますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

先ほど認定農業者の中でということでした。具体的には「育苗ハウスを使ったシャインマスカットを作ってみてはいかがですか」というふうな問いかけをしたところ、賛同を得ております。

したがってそれをスタートとして、モットーとしては「小さな成功を積み重ねましょう」と。そして最終的には、作っていただいたものは町の三春の里の方で一括引き受けて、責任を持って販売します。したがって、生産から販売まで一貫したものになりますということが進み始めました。

稼ぐ町については、認定農業者の部分についてはそういった小さな話ではありますが、今後果樹産地として三春町は大きく成長していこうというふうな大きな計画も持っておりますので、その第一弾としては、そのような育苗ハウスを使ったシャインマスカットの栽培、今後は他の果樹栽培についても試験的な栽培も含めてやっていこうという機運が上がってきたということでもあります。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 例えば、認定農業者協議会に関する稼げる農業については、シャインマスカットの例を今町長から挙げていただいたんですけども、これはちなみに6次化に向けての行動を起こすっていうことに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 6次化を目指す行動というふうに捉えていただいて結構です。

町としては、農家の皆さんに生産するだけでは農業収入が上がらないということを基に話しております。そこに付加価値をつけて販売まで関わることで、農家収入が上がるんじゃないでしょうかという問いかけをさせていただいておりますので、そういった方向に進む、こういった手段だ、第一弾だというふうにお考えいただいて結構です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) ありがとうございます。

続きまして、2点目の質問についての再質問をいたします。

お話の中で、総合案内窓口を設けているということだったんですけども、確かに総合案内窓口はあります。ありました。

ここで私が言わんとしていることは、ただ単に庁舎内の案内をすることではないのです。さきにも言いましたとおり、お客様、町民の要望を的確に判断し、ケース・バイ・ケースで適切な解決手段を案内できる、言わばコンシェルジュ。ホテルとか。のような存在が必要じゃないかと考えるんですけども、単なる事務処理の対応ではないということについて、答弁をお願いします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 役場に不安があってお越しになった方、町民の方に対して適切な対応ができなかったということについては、大変申し訳なく思っております。

今お質しにありましたコンシェルジュ機能については、これは総合窓口そのものの機能でございますので、先ほど答弁の中で申し上げたとおり、対応する職員の研修などを通して、資質向上に努めてまいりたいというふうな考えでおります。

また、関係課の職員についても、何を求めているかというものをきちんとニーズを捉えたうえで回答するようというふうな指示もしておりますので、そういった形で改善に向けて努力してまいります。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) フロアマネージャーデスクの話を上申したと思うんですけども、一般的な総合窓口と区別するために申し上げたことで、私も高齢化社会が急加速化している中で行政サービスのあり方の一つとして、一般町民には読解しがたい法律用語をもつての町民の対応はやめてほしくて、様々な場面、法律を盾にできない理由を示すのではなく、様々な制約がある中で、いかにしたら町民の困りごとが解決できるかを示してほしいと考えております。

そのために、話をしっかり聞いてくれる、各課横断的なスキルを持った、例えば町長とか副町長とは申しませんが、高い対応スキルを持った職員を配置すべきと考えております。この点に関してご意見いただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 先ほどお答えさせていただいたとおり、職員の資質向上を図っていくことに尽きるかと思います。様々な問題、難しい問題については、その内容によっては1つの課で収まらない話もございますので、そういったときには別途打合せ会場、あるいは会議などを設けて対応させていただいておりますし、今後もそのような方向で対応させていただきます。

対応にあたっての基本的な考え方なんですが、シンパシーとエンパシーという言葉ありますよね。シンパシーの場合は例えば穴に落ちた人を上から見て、「頑張んなさいよ」「気をつけなさいよ」「大丈夫ですか」というのがシンパシーだとすると、エンパシーというのは実際に穴の中に降りてって同じ状態になって、「じゃあこういうふうになれば上に登れるんじゃないですか」というのが例え話としてございました。

町の様々な行政課題、お困りごとに対しては、そのような心構えで対応するように職員の方に徹底を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 町民の困りごとってというか相談ごとに対しては、ぜひともエンパシーの方ですか。上から見上げて頑張れよっていうのではなくて、中に入って同じ立場で考えていただけるような対応を職員の方々に期待するものです。

続きまして、第3点目の追加質問に移りたいと思っております。

「すぐ対応グループ」を各課に設置できないかという質問に対して、「人員配置や執務スペースの関係上、各課に設置することは困難であります」というふうな回答でした。

「今後も町民の皆様の様々な相談・ご要望に対して、職員一人ひとりが迅速に対応できるように、人材の育成と行政のサービスの向上に努めてまいります」ということなんですけども、すぐ対応グループを各課に設置、確かにこれは難しいかもしれません。

しかし、住民サービスの一環です。すぐに対応することは必要です。町民は今困ってSOSを発信してきています。そのような場合に、先ほども申し上げましたが、法律や制度の壁を理由に否定すること、またはたらい回しの事態を解消して、相談されている町民が安心できるためには、庁内の必要なシステムであると考えております。この辺はどういうふうに考えますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問にありました緊急に対応しなければいけない事例という、想定しますと、例えば福祉的な分野、あるいは災害的な分野などでは緊急的に対応しなくちゃいけない例というのはございます。

例えば福祉的に緊急に対応しなくちゃいけない場合、担当課の職員も当然そうなんですけど、重層的に対応していく。つまり民生児童委員さんにもお世話になったり、場合によっては警察のお世話になったりするというのは既にやっております。

その中でそのとおりにいかなかった例が、もしかするとあったのかもしれませんが、それが元で今回ご質問いただいたということだと思っております、それも含めまして、職員は日々そういった経験を積み重ねて熟度を重ねておりますので、そういったことで先ほど申し上げたとおり、職員の資質向上に努めてまいるといのが町の基本的な考え方です。

その中で、お質しの中にあつて、不十分な対応になった事例がもしあつたとすれば申し訳

ないというふうに思っておりますが、今後そういった例がないように、職員に対してはきちんと指示をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 お昼5分前になりましたので、午前中の質問はこれで終わらせていただきまして、三瓶一壽議員の第2の質問を午後1時から開会したいと思います。

暫時休憩いたします。

……………・・ 休 憩 ・……………  
(休憩 午前 11時53分)  
<休 憩>  
(再開 午後 1時00分)  
……………・・ 再 開 ・……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

2番三瓶一壽議員、登壇願います。

第2の質問を許します。

○2番(三瓶一壽議員) ただいま議長より質疑のお許しが出ましたので、第2の質疑をさせていただきます。

小さな拠点づくりについてのその後、第3弾であります。

私は定例会9月会議において、「三春町コンパクトシティのあり方」について質しました。第8次長期計画では町内の7つの地域単位ごとに支え合う地域づくり、持続発展する地域づくりを上げております。それぞれの地域において、小さな拠点づくりや住民同士の支え合いの仕組みづくりなどを進めるとの答弁をいただきました。

さらには定例会12月会議において、その具体的なイメージであります「小さな拠点づくり」について質しました。これらに対する答弁では、地域の交流の場を設け、支え合いの仕組みづくりを進めるとのことでした。その具体的方法の一つとして、庁内にプロジェクトチームを作るとのことでした。三春町の第8次長期計画、前期計画5年が始動して、はや1年が過ぎようとしております。

そこで、次の2点について質問いたします。

1点目、庁舎内に小さな拠点づくりの推進プロジェクトチームはできたのか。

2点目、小さな拠点づくりに対するロードマップはできているのか。

よろしく答弁をお願いします。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

1点目の組織横断的なプロジェクトチームの件についてであります。現在のところ設置を予定しておりません。

小さな拠点づくり、支え合いの仕組みづくりについては、関係課が連携したなかで取組みを進めていますが、より強力で推進するため、プロジェクトチームではなく、令和8年度から新たに設置する「まちづくり推進課」において、庁内での推進体制の中心を担いつつ、関係課との連携を強化しながら、より効率的・効果的な取組みを進めてまいりたいと考えております。

2点目のロードマップの件についてですが、長期計画では、町内の7つの地域単位ごとに「支え合う地域づくり、持続発展する地域づくり」を掲げていますが、個別具体のロードマップは作成しておりません。

小さな拠点づくり、支え合いの仕組みづくりについては、行政が地域に対して一方的に押しつけるものではなく、地域と行政が課題を共有することが事業の出発点であると考えております。

令和8年度からは、先ほど申し上げた体制のなかで、より積極的に地域に対しての働きかけ、対話を行いながら課題を共有し、その解決に向けた取組みの推進を図ってまいります。

令和8年度の当初予算には、関連予算として取組みの推進を図るため、地域づくりの専門家から助言をいただくための予算や、福祉の観点からは地域での支え合い、生活支援体制の仕組みづくりを進めるための予算を計上しております。

また、こまシェアの業務を担っていただいている事業者からは、一般社団法人を設立し、住民の移動支援など地域課題の解決に向けた取組みの提案を受けており、こうした民間事業者との連携も含め、小さな拠点づくり、長期計画に掲げる「支え合う地域づくり、持続発展する地域づくり」を重点的に進めてまいりたいと考えております。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） ただいま答弁をいただきました。その中に、組織横断的なプロジェクトチームの件についてですが、「現在のところ設置は予定しておりません」という回答でした。非常に残念です。定例会9月・12月会議での答弁は何だったのでしょうか。

「関係各課が連携した中で取組みを進めています」という答弁。では、現在どんな取組みが進行しているのか、答弁いただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問にお答えします。

まず、1点目の組織横断的なプロジェクトチームについてでございます。

議員お質しのとおり、12月会議の一般質問において、小さな拠点づくりについてご質問をいただきました。その中で、町長の答弁の中で、確かに組織横断的なプロジェクトチームという言葉は出てきておりますが、この意味合いにつきましても、小学校再編に関わる検討を進めるプロジェクトチームを設置するという意味合いで答弁をさせていただいております。町として、小さな拠点づくりとしてプロジェクトチームを作るといような答弁はしておりません。

その中で、先ほど申し上げましたように推進体制につきましても、新たに設置をしますまちづくり推進課において強力で推進するという事で考えているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目の現在の取組みについてでございますが、令和元年度から協働のまちづくりということで、町の方としても関係課が連携した中で取組みを進めてきております。これから人口減少がどんどん進んでいく中で、7つの地域単位の中でどのような課題があるのかということで、地域の方との対話も進めてきております。

少し古くはなるんですが、地区に役場の方で出向いて行って、こういった小さな拠点づくりに係る話題の話合いをさせていただいた中で、中郷地区・沢石地区・要田地区につきましてはアンケート調査なども実施してきております。日常生活の中で困っていること、大変なことは何ですかとか、今後5年、10年経ったときに困ることは何ですかというようなアン

ケート調査を進めてきております。

そうした取組みを進めている中で、地域でのサロン事業設置、今現在60か所になってますが、設置をしてきていたり、おでかけ応援隊・支援隊、中郷・沢石地区で実施していただいておりますが、そうした取組みを進めてきているというところでございます。

質問については以上でございます。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) このプロジェクトチームについて、小学校再編についてのプロジェクトチームであるというふうなお話だったんですけども、そういうふうには取れませんが、私の質問自体が小さな拠点についての質問でした。

それに対して、小学校再編に関してっていうことだとちょっと問題のすり替えじゃないのかなという気がしてなりません。

ただ小学校再編についても、じゃあ小学校再編したときの空き教室じゃなくて、学校ですか。空き学校をどうしようとしているのか。これ大きく見れば拠点づくり、地域づくりの地域の再編、要するに拠点づくりに絡むことではないのでしょうか。その辺の答弁お願いします。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 再質問にお答え申し上げます。

議員お質のとおりに、12月会議の一般質問の中で、廃校の跡地利用、教室の利用という観点から、教室の利用が地域の、いわゆる交流の場になる可能性はあるということで、必ずしも全く違う問題ではなくて、関連性は可能性としてはあるということで町長は答弁をさせていただいております。

あくまでプロジェクトチームにつきましては廃校の跡地利用の観点からプロジェクトチームを立ち上げるということで答弁はさせていただいておりますので、12月一般質問の際に、関連性は全くないということで町長は答弁させていただいておりますので、ご理解をお願いできればと思います。

以上でございます。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 今ほど課長の方から、小さな拠点づくりに対してと空き校舎の利用について、全く関係のない話だということなんですけど、私にはそういうふうには取れなくて、一つの可能性として、学校もセンター的な、7地区のうちの一つのセンター的な扱いの可能性も含めて議論したように記憶しております。というか感じました。

なので、その辺関係ないっていうんだったら関係ないで構いませんけども、それでは、例えば先ほどの答弁の中で、中郷・沢石・要田にアンケートをしたということで、このアンケートの調査結果から出てきたものっていうのは、具体的にどんなものが出てくるのでしょうか。地域の要望として。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 質問にお答え申し上げます。

12月の一般質問のやり取りの際に、廃校の跡地利用の観点が小さな拠点づくりに全く関連していないという認識では私もございません。廃校の跡地利用のなかで小さな拠点づくりにつながる可能性もあるということで私も認識はしておりますので、すみません、答弁が分

かりづらくて非常に申し訳ございませんでしたが、関連性はあると、可能性はあるというふうには認識しておりますので、ご理解をお願いできればと思います。

もう一つ、過去に行ったアンケート調査の結果でございます。やはり回答の例としては、日常生活の中で困っていることにつきまして、一番回答として多かったのは、やはり交通手段の確保であったり、日常的な家周りの環境整備、いわゆる草刈りとかだと思えますが、あとごみ出しにも将来的には困る可能性がある、今後心配だというような回答の結果が得られているというところでございます。

以上でございます。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 今の答弁で大体察しがついたというか、大体理解できました。

例えば地域のアンケートを取ったときに、交通手段の問題、草刈りの問題、ごみ出しの問題。これは高齢化社会がどんどん進んでいく中で、地区の人口もどんどん減ってきている。そういった中で、皆さんが不安に抱いているっていうことの一例かと思えます。ですから、私が申し上げているのは、そういうことをもっと議論すべきじゃないのかなと。議論を続けるべきじゃないのかなと。

そして地域の拠点っていうものが近い将来できるとすれば、それを作るための材料として非常に大きなことなので、そういう…何というんですか。そういうコミュニケーションはどんどん取ってほしいと思います。

次に移ります。

まちづくり推進課、令和8年度から新たに設置されるという説明でした。

既存の課、企画政策課から大きく変わったところをご説明いただきたいと思えます。特に7地区の小さな拠点づくりにおいて、まちづくり推進課となることで、どの部分がどのように改善されるとお考えなのか、答弁お願いします。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問にお答えします。

今現在、まちづくり協会に関わる事務所掌は企画政策課で担当させていただいております。

地域づくりという観点から申し上げますと、区長会関係の業務につきましては、総務課で担っているというところでございます。まちづくり推進課、設置した課におきまして、まちづくり協会に関わる業務と区長会に関わる業務、これを一括して同じ課で担当したいというふうに考えております。

まちづくり協会、区長会もそうなんです、いわゆる地域の中心となるべき担い手不足、高齢化の問題であったりというところ。あとはやはり業務が多忙だというなかで、地域活動になかなか時間が取れないといったような課題もそれぞれ抱えているところがございます。

同じ課題になっておりますので、1つの課において、地域づくりの観点から地域の中心の方、仕事を軽減等々図りつつ、地域づくりを進めていきたいというところで今考えておりますので、ご理解をお願いできればと思います。

以上でございます。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 今ほどの答弁からしますと、まちづくり推進課となることで、まちづくり協会と区長会が、現在は別々の所管であったと。それをまとめることによって効率化を図りたいというふうな趣旨に受け取りましたけども、私の質問の中で、それをすること

によって小さな拠点においてどういう部分が改善されるのか、お教えくださいということをお話ししましたので、その辺もちょっと答弁お願いします。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 地域づくり、小さな拠点づくりにおいて重要だと思っておりますのが、地域の課題解決を担う人材確保というのを非常に重視しているところでございます。それが、いわゆる地区の区長さんであったり、まちづくりの役員さんであったりするということもあろうかと思っておりますので、そういった方の負担軽減を図るというところを大きく考えているところでございます。

それ以外にも、地域の中で様々な形で地域づくりに関わっていただく人材の確保ということが非常に大事なところだと思っておりますので、そういったところを区長さんなり、協会役員の方と連携を図りながら取組みを進めていきたいというところで今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） ありがとうございます。

次に、答弁の中で、行政が地域に対して一方的に押しつけになるものではなくというふうな表現がございました。このことは当たり前のことだと思います。だからこそ地域との課題共有のためにも、いち早く各地区の拠点づくりについての議論。各地区によって考え方に温度差がある中で、なぜ今拠点について考える必要があるのか。この拠点のあり方はどうなのか。これからの地域住民にとって本当に必要なものなのか。から始まる議論を一刻も早くすべきではないかと思っております。

そういった中で先ほどのプロジェクトチームの話もそうですし、今ほど課長がおっしゃったまちづくり推進課、新たにまちづくり推進課というものを立ち上げるってということもあるのかと思います。そういうふうに取り組みしたけども、その辺は町としてどんなお考えなんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ちょっと質疑が錯綜しておりますが、コンパクトにまとめてお話を申し上げます。

地域の小さな拠点づくりで何をやるかということなんですが、今までも申し上げてきたとおり、今まちづくり協会というのは、分類上は「地域協議会」という分類になります。それを今度は「地域経営協議会」にしようというふうなお話をさせていただきました。経営という言葉が入った以上、経済的な活動もやりましょうよということがまず1点です。

小さな課題が様々あります。移動をどうするというところに、例えば例示をすると、「こまシェアがあるでしょう」という話になると、「いや、ちょっと使いづらい」「ちょっと会費が負担しづらい」ということになれば、今までのおでかけ応援隊とどういふふうにして折り合いをつけるかというふうな課題もあります。そういった場合、誰が運転手になるんだ、じゃあ料金はどうするんだというのを、一つひとつ住民の方とお話を詰めていくわけです。

つまり一番最初に、交通の移動が不便だよねということの感じを行政も地元も共有していただく。そうすると、具体的にどういふ方法だったら解決できるでしょうかというのを地域経営協議会の中でやっていくということになりますので、一つひとつ地道な活動になります。

したがいまして地区によって差も出るでしょうし、時間差も出るかと思います。それはある意味、地域の状況によってやむを得ない部分がありますので、今回小さな拠点づくり、あるいは地域経営協議会っていうのを何回も我々は口にしますが、まず地元で担っていた方の人材、先ほど人材養成という話をしましたが、そういったことを含めまして、今身の回りで困っている移動の話、あるいは物を購入する話、あるいは場合によっては自分のところで作った農産物をどうやって売ろうかというふうな課題も持ち込まれることもあります。

そういうのを一つひとつ、こうしたらできるんじゃないのという話をしていく。そのために「まちづくり推進課」というものをきちんと立ち上げて、先頭に立って全庁内の各課をまとめていくし、地元に対しても強力なメッセージを送るとともに、地域の方の賛同を得て実行に移していく。そういうのが令和8年度の目標に上げております。

したがいまして、プロジェクトチームが良いかとか、まちづくり推進課が良い、それはある意味形の話ですので、とにかく町としてはまちづくり推進課というものを立ち上げて、こういったものを力強くやっていくんだと、そういったメッセージだということに受け取っていただければありがたいというふうに思っております。

考え方はいろいろあると思いますよ。ただ町としては、今までやってきた小さな仕事、そういったものを全て束ねて、今回体系的に整理して、そして先ほど言った地域経営協議会というのはこういうことではないでしょうか。そして地元の方の理解を得て、じゃあ一緒に事業を起こしていきましょう、そういうのが令和8年度の目標だということでもあります。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番（三瓶一壽議員） 今ほどの町長の答弁で、ある程度合点がいきました。であれば、まちづくり推進課を立ち上げようとしている流れをもっと体系的に教えていただかないと、何かそれこそ断片的なお話で、交通網がどうのとか、草刈りがどうのとかって断片的な話が多いので、本来はまだまだ問題が、これからの地区にとっては様々な問題があるかと思えます。それが顕在化しているものと、これから出てくるんじゃないかみたいなものが想像されます。

だからこそ、まちづくり推進課というふうな大きなくくりの中で、それを…何というんですか、無駄なくっていか体系的にやっていきたいという趣旨かと思えますので、ぜひともその辺、図りやすくって言ったらちょっと表現がおかしいかと思うんですけども、流れを分かるような形。それこそ小さな拠点づくりからいきなり、それを扱うための推進課に変わりますとか、断片的な話しか我々には情報入ってこないで、その辺もって分かりやすく、町民にも分かるような方法で説明いただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

2点目のロードマップの件ですが、個別具体的なロードマップの作成はしておりませんっていう答弁でした。

それでは今ほど話したのもそうなんですけども、「やみくもにこの大きな地域課題を取り扱っているのですか」って言いたくなります。それは行政がやるべきことではないと思えます。行政としてはこの大きな課題に向けて機構改革まで行っているのですから、再度伺いたいと思えます。

個別具体的とは申しませんが、小さな拠点づくりっていうふうな大枠に対するロードマップをやっぱり示すべき、いついつぐらいまでにはどんなことをやろうと考えているっていう

ふうな形のロードマップを町民に示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 先ほどの答弁の中でもちょっと触れたつもりなんですけど、何年の何月とかっていうきちっとしたものは無理だと思います。

先ほど申し上げたとおり、問題を共有するっていうのについては令和8年度いっぱいぐらいは十分かかってしまうのではないかっていうふうに想定しています。早い地区であれば、1年間こういった事業必要ですね、じゃあ次年度やってみましょうかになると、令和9年度に実施していきましょう。それがロードマップって言うのであればロードマップだと思います。

したがって何年の何月までっていうふうな、ある意味推測したといいますか、予定を立てても、地元の人との協議って相手があることですし、様々な環境要因がありますので、それはあまり意味がないのではないかと私は思います。

したがって、令和8年度は問題を共有して、早い地区であれば事業を立ち上げていきたいねっていうのが令和8年度の目標であります。そういったことが、もしかするとロードマップと言えればロードマップになります。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 先ほど私も申し上げたんですけども、大枠で、だから何年何月までに何をやるっていうんじゃないかと、こういう大きな目標に今向かって進もうとしております。

そういった中で、やっぱり行政としては町民というか我々に納得いくような説明が必要だと思うんですね。そういった中で、いつになるか分かんないけども今何かやってるよっていうんじゃないかと、今町長がお話したような内容をもっと分かりやすく、いつ頃までにこういうふうなことを…何というんですか、こういう形を作りたいって考えているよっていうふうなことを伝える必要があるんじゃないかと思いますが、その辺、要するにもっと大枠で捉えて結構ですんで、私はそう思いますけども、町長はどういうふうな考えお持ちでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 いつになるか分かんないよというつもりはありません。そういったことを言ったつもりもありません。その辺はご理解いただきたいと思います。かなり真剣に考えております。

まず、どういったことをやっているか分からないということなんですけど、地区活動をやっているか分かります。我々もまちづくり協会の方に出向いておりますし、区長会の方にも顔を出していますので、様々な問題が出ているというのは体で分かっております。

地区に参加して分かっているなかで課題を集めて束ねて事業化していこうということでもありますので、それを逐一報告しなさいということについては、我々も努力しますが、ガイドンスのようなきちんとした説明というのは今現在ではできかねます。とにかく走りながら考えるという部分が相当ありますので、まずは地区の方に参加してみる、こういったことが大事なんではないでしょうか。

以上です。

○議長 三瓶一壽議員。

○2番(三瓶一壽議員) 今ほど町長のお話、そのとおりだと思います。そのとおりなんで

すけども、やっぱり同じ町民で大きな目標に今向かって進もうとしている中で、今どんな段階なんだよってというのは、やっぱり情報共有というか町民が共有すべきじゃないのかなと思いますので、今後、非常にデリケートな問題だから結果が出るまで公表できないってちょっと表現が正しいのかどうか分かりませんが、結果が出る前にやっぱりみんな知りたいんだと思うんですね。なので、そういう方向でちょっとお考えいただけないでしょうか。

以上です。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

まず、町として令和元年度から協働のまちづくりということで様々活動をしてきております。その中で先ほど言ったとおり、地区に出向いていろいろな課題を共有した中で、アンケート調査等々も実施してきております。

地区によっては、いわゆるおでかけ応援隊を試しにやってみようかということで、中郷・沢石地区が始まっております。

地域の方々が交流する場、集まっているいろいろな情報共有・話し合いをする場を設けるということでサロン事業を立ち上げて、今60か所を超えるサロン事業を展開してきているということでございます。

そして、そういった取組みにつきましては、当然まちづくり協会・協議会の中で、町として、令和元年度当初もそうですが、こういった考えで、こういったことで地区といろいろな話し合いをしたいんだということで、ずっと取組みをしてきております。

その取組みにつきましては、毎年毎年まちづくり協議会、7つの地区の代表が集まる場で進捗状況等々も情報共有しながら、沢石ではおでかけ支援隊、中郷ではおでかけ応援隊が始まりましたよというのは情報共有しながら、町としても当然取組みを進めてきているつもりでございます。

ここ数年、新たな取組みが地域としてやりたいというところが出てきていないというところがございまして、改めて少してこ入れという意味合いではないんですが、まちづくり推進課というものを立ち上げて、改めて地域の方に強力的に働きかけを行っていきたいという趣旨で考えております。

情報共有・発信の場というところにおきましては、まちづくり協議会なり、区長会等々で情報提供はさせていただいておりますが、確かに町の広報等々で取組み状況をご紹介する機会はあまりなかったものと認識しておりますので、その点については、これから注意をしていければと思っておりますが、あくまで町の方としては、当然地域との協働の取組みでございますので、地域とは情報共有を図りながら取組みを進めてきているという認識でございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長 三瓶一壽議員に申し上げます。

残り時間、あと6分でございますので、時間内にまとめてください。

○2番(三瓶一壽議員) 今ほどの課長のお話で、流れは分かりました。ということであれば、やっぱり町民の皆さん誰もが三春の将来ってということで興味を持っている内容だと思いますので、例えば、これを知らしめる手法として、先ほど課長もおっしゃった広報に特設ページみたいなものを設けるとか、今LINEじゃなくてホームページですか、町のホームページなんかもどんどんそういう情報をアップしている状況だと思いますので、そういうところに特設ページみたいなものを作って、いろんな地域の話題としてみてはどうでしょうかとい

う提案をしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 ご指摘も踏まえて、情報共有、PRする場は設けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 以上で、2番三瓶一壽議員の質問を終わります。

○議長 8番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○8番（松村妙子議員） さきに通告しました1件について質問させていただきます。

賑わい創出事業について。今回の質問は、町民との意見交換会の場で実際に出された声を基にしたものであります。現場で出た率直な疑問であり、町民の皆様の素朴でありながら重要な視点が含まれていると感じております。

そこで、2点について質問をさせていただきます。

1点目。週に2～3日しかオープンしない店への補助金はどうなのか。

賑わい創出事業は、空き店舗対策、また地域経済活性化、商店街の魅力向上などを目的として実施されているものと理解しております。

しかしながら、町民の立場からすると補助金は税金である、常時営業している既存店舗との公平性はどうなのか、本当ににぎわいにつながっているのかといった疑問が生まれてくるのは自然なことだと思います。

しかし一方で、町民が求めるにぎわいとは、いつ行っても開いている、人の流れがある、こういうことではないでしょうか。週に2～3日営業の場合、営業日が分かりづらい、商店街としての一体感がなかなか難しいといった課題も考えられることからお伺いいたします。

2点目。前入居者が改修した店舗でも、次の入居者が改修を要する場合、補助の対象となることについては、町民からは、また同じ場所に税金を使うのか、一度整備した店舗に何度も補助するのは妥当なのかという疑問が出ております。

確かに、業種が変われば内装変更は必要かとは思いますが、改修履歴の管理など明確な整理はなければ町民の理解は得られません。このようなことからお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 ご質問にお答えします。

1点目の営業日が週2、3日の店舗への補助金交付につきましては、営業日数に関する要件は規定しておりませんが、入居者の事業内容の確認を行い、補助金交付要綱の要件を満たし、適正と認められれば補助の対象としております。

なお、営業日数が少ない事業者に対しましては、可能な限り増やしていただくよう働きかけを行っており、開店当初週2日の営業日を週4日に変更していただいた事例もございます。

また、町で把握している限り、補助金の対象となった店舗等につきましては、現在も週4日以上営業を行っているものと承知しております。

2点目の前に改修補助を行った店舗等に、新たな入居者が入る場合の改修補助につきましては、1点目と同様に補助金交付要綱の要件を満たし、適正と認められれば対象としております。

空き店舗の改修につきましては、その店舗の面積や構造、その業種などにより様々な利活用が想定されることから、改修内容の聞き取りを行い、補助金の趣旨や要件等を踏まえ、対象となるかどうかの判断をしております。

空き店舗利活用への補助金につきましては、商業施設の充実や中心市街地の活性化を目的として支援を行っており、補助金の交付にあたっては、事業者及びその事業内容、経営状況等を十分精査し、適正な予算の執行に努めてまいりたいと考えております。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 1点目についての再質問であります。営業日数に関する要件は規定していないとの答弁でありましたが、先ほどの質問の中でも言いましたが、常時営業している既存店舗との公平性はどうなのか。

補助金支援しているわけですから、であれば、基準を設けて、例えば週何日以上営業とか、そういうことを補助金交付要綱に入れてはどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 現在の補助金交付要綱には、営業日等の日数の規定はございません。常時お店を開いている店舗等との公平性ということでございますが、先ほども申し上げさせていただきましたが、三春町の中心市街地に空き家・空き店舗が増えているのは事実でございます。

そういったところに新しい事業者・店舗、それには様々な業種があるかと思えます。そういった実際の事業内容、それから経営方針、そういったものはあるかと思えますので、実際に365日毎日開けるというのは現実的にはちょっと難しいのかもしれないので、そういった三春町の空き店舗を活用して、新たな事業を始めたいという事業者については、町の方からも、先ほどお話ししましたように、可能な限り営業日数、なるべく店を開けていただいて、にぎわい創出、それから利用者のニーズに応えていただけるよう、町としてもしっかりと働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員） 日数については、最初の利用する方には説明をしていただけるということでしょうか。

次に、家賃補助は3年間段階的にあるわけですが、もし何らかの理由で途中でお店をやめるってなった場合の家賃補助はどのようになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 今回の空き店舗の補助金につきましては、事業者が空き店舗を借りる際の家賃補助ということで、3年間の家賃補助を行っております。3年間の途中で事業を中止ということで、そういった場合は交付した補助金はどうなるのかということと思えますが、補助金の交付要綱の規定に基づきまして、交付決定の取消し、それから補助金の返還の規定を設けております。これは、具体的には要綱の規定に反したとき、それから虚偽とか不正に補助金の交付を受けたとき、それから事業開始3年以内に正当な理由なく事業を休止・廃止したときということになっております。

この取扱いにつきましては、実際に補助金を受け始めて事業を開始したけれども、1～2年で辞めてしまった。実際にはそのときの状況に応じて判断するような形になりますが、これまで、この補助金の交付を受けて、3年を前に事業を廃止された方も実際にいらっしゃい

ます。高齢ですとか体調を崩したとかいろいろ事情がございますけれども、現在の要綱では、そういった正当な理由なくということで規定しておりますので、その要綱に基づいて、実際の休止・廃止内容、それをじっくり精査して判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（松村妙子議員）　　そうすると、補助金に対しての返還をなさいますとか、そういうことにはならないでしょうか。

○議長　　答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長　　先ほどお話ししました補助金の交付要綱の中に正当な理由なくということで規定しておりますので、例えば連絡が取れなくなってしまうとか、長期不在になってしまったとか、そういったケースが発生すれば、交付決定を取り消して補助金の返還を求めるということもあり得るかと思えます。

以上です。

○議長　　松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員）　　続いて、この家賃補助。3年間で終了した後も、引き続き営業している店舗もあるかと思えます。そこで、営業継続年数など公表する予定はあるのでしょうか。

やはり補助金制度を続けるうえであれば、住民の方々への成果の見える化が大事かと思えますが、いかがでしょうか。

○議長　　答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長　　営業継続年数の公表ということでございますが、こちらの方については、現段階で改めて、そういった営業年数等を公表するというふうなことは考えてございません。

この空き店舗補助を活用して実際、どんな効果があったのかということもあろうかと思えますが、大変集客力のあるカフェ、あるいは町内で大きなイベントを催す店舗、それから地元の農産物を活用した6次産業化に取り組むような店舗、そういった店舗も実際、今現在もございますので、そういった事業者もこの補助金を使って三春町の中で事業を行っているということで、全てということではございませんけれども、一定の効果が出ているものというふうに認識しております。

以上です。

○議長　　松村妙子議員。

○8番（松村妙子議員）　　一定の効果があったということですよ。そうすると、この3年間の補助があつて、その後も4年5年と続けていけるというのは、この補助金制度があつたから続けてこられたということで、皆さんにも知っていただけるように、やはり同じことの繰返しになっちゃうかもしれないんですけど、補助金制度があつて、引き続き続けていける。それだけの集客を、集めることができたということにつながると思うんです。ですから、3年以上続いたお店に関しても、どういう店舗さんが補助金を利用して長く続けてこられたということを皆さんに知っていただく、店舗を紹介していただくということになれば、もうちょっと皆さんにも知っていただけるし、また、今まで知らなかった人にもお客さんで来ていただけるという、そういう相乗効果にもつながるんじゃないかなと思うんですが、そういう点で公表してはどうかということでもあります。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 申し訳ございません、私の解釈がちょっとずれていたようで、大変申し訳ありませんでした。

今ご質問をいただきまして、三春町の補助金を活用した店舗ですということの紹介は可能かと思いますので、どこでどういうふうにできるかはこれから検討させていただきたいと思いますが、実際に町内でこういったところが、空き店舗補助金を活用して、今現在もこうやって事業を行っていますということで、そういった情報発信も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番(松村妙子議員) ありがとうございます。それではそのようにしていただければありがたいと思います。

2点目についてであります、同一物件への補助回数に制限はあるのかお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 施設・空き店舗に対する、改修に対する補助の回数の制限は特に設けてございません。

○議長 松村妙子議員。

○8番(松村妙子議員) 回数に制限がないということなのですが、同一物件へ繰り返し公費が投入される可能性について、町としてはどのように整理されているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 先ほどの答弁の繰返しになりますが、空き家の改修については、施設の店舗の面積・構造、それからこれから始める事業者さんの業種、そういったもので様々な利活用が想定されるということで、実際に空き店舗をどのように改修してどのように使っていくかということで、補助金要綱に照らして適正と認められれば対象としているということでございます。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番(松村妙子議員) それは理解しました。この同一物件に補助対象に上限を設けてはどうかと思います。1軒の店舗にいくらという感じでね。何度も店舗改修すれば、それなりに補助金が投入されるわけですよね。

そこで、ある程度累計での上限というのは設けないとちょっとどうなのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 先ほど申し上げましたとおり、現在は回数等に特に制限は設けてございませんが、何度も何度も同じところということで、そういったところもあろうかと思いますので、今ご指摘の点については補助金等の内容をよくこれから、見直し等について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 松村妙子議員。

○8番(松村妙子議員) ちょっと繰返しになってしまうのかと思うんですが、やはり同じ物件に何度も補助金を投入するというのは本当にどうなのかなというのは、これは住民の方からも疑問に思ったことだと思うんです。

ですから、1件に対して投入する金額というのは、このぐらいという、ある程度累計での上限というのは設けておかないとどうなんでしょうか。ただ本当に無駄に使っているというふうに思われてしまうんじゃないかなと思うんです。

だから逆に言えば、ある程度上限が決まっているなかで、改修を何度かするというのはそれは構わないと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 現在の中心市街地、先ほどお話しさせていただきましたが、空き店舗・空き家が増えているということで、実際に立地条件とか空き家の状況といいますか、そういったもので引き合いがあるところがある程度限られているのかなというところで、実際に前の方が退去するとあそこが空き家になったということで、そこはどうかということでそういったこと、事業者が入るたびの改修ということであるかと思いますが、何回も何回もということにはさすがに行かないかと思しますので、今後そういった要件等についても検討させていただければと。他の自治体の事例も研究させていただいて、検討させていただければと思います。以上です。

○議長 以上で8番松村妙子議員の質問を終わります。

○議長 1番影山孝男議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○1番(影山孝男議員) 先に通告した内容について質問します。

磐越東線の活性化について。

赤字区間を抱えるJR磐越東線の利用促進や沿線地域の活性化に向け、「磐越東線活性化対策協議会」、協議会参加団体は郡山市、いわき市、田村市、三春町、小野町、福島県、JR東日本で行っております。それで、利用促進をはじめとする様々な取組みが行われております。

具体的にはSNSにアカウント「マイレール磐越東線」の開設、各自治体等の取組みとしては情報発信、マイレール意識醸成、二次交通の検討・確保、利用促進イベント等です。県の取組みでは、昨年11月小野町で「ふくしま鉄道博」が開催されました。また、12月16日には一般社団法人田村青年会議所と三春町議会との意見交換会を開催し、活性化に対する協議等を行いました。

そこで、

- 1、令和8年度の対策協議会での事業計画
- 2、ふくしまDCとの連携について
- 3、三春町としての具体的な取組み内容

についてお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 質問にお答えいたします。

1点目の令和8年度の磐越東線活性化対策協議会の事業計画につきましては、本年に引き続き、SNS等による沿線の行事、沿線自治体の魅力などの情報発信や啓発グッズによる利用促進を予定しております。また、沿線自治体としてもそれぞれの取組みを予定しております。

2点目の「ふくしまDC」との連携につきましては、今年春に本番を迎えることから、磐越東線沿いの桜のライトアップや駅前マルシェ等のイベントの実施を計画しているところでございます。また、ばんとうプラザでの観光案内や特産品の販売などを通じて、町の魅力発信や磐越東線の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

3点目の町としての具体的な取組み内容ですが、短期的な取組みとしましては、田村地域の3市町で連携した「児童イラスト教室・イラストコンテスト」を引き続き実施する予定です。また、今年度に田村高校と実施した「ふくしま鉄道博」への参加や「鉄道ジオラマワークショップ」の実施、「磐越東線マップ」の作成など、実際に鉄道を利用する若年層と連携した取組みを継続してまいります。

また、長期的な取組みとしましては、駅からの二次交通として運行する町営バスについて、昨年10月に実施した運行時刻やコースの見直し、舞木駅への乗入れなど、今後も継続的に運行見直しを行い、鉄道駅との接続を充実させてまいります。また、町営バスでのSuicaの利用を早期に実現させ、利便性の向上と利用促進を図ってまいります。

以上です。

○議長 影山孝男議員。

○1番（影山孝男議員） 磐越東線の現状について、ちょっとお話ししたいと思います。

磐越東線は、いわき市と郡山市を結ぶJR東日本のローカル線です。このうち、小野新町から郡山の輸送密度が1日で2,000人を超えています。いわき市から小野新町は200人台と少なく、存続廃止の協議対象になっているというのが現状です。

また、令和5年度の収支を見ますと、いわきー小野新町間は7億3,000万の赤字、小野新町ー郡山間については約10億の赤字というような状況になっております。

各駅の乗車人員、1日平均ですが、調べたところ、2014年と2024年を比べてみました。三春駅が948人から629人。船引が866人から639人。小野新町が389人から291人というように60%ぐらい減っている状況になっております。

また、乗車人員はほとんどが定期券を購入されているお客さんということになるかと思えます。大体、定期の利用率は75%ぐらいになっているようです。年々減少しているというのが現状です。

その中で、この対策協議会で利用促進であるとか、あとそういったイベント等による活性化というような位置づけでやっておりますが、三春駅は郊外にありまして、すぐ駅から乗ってというような状況ではできない部分もあるんですが、二次交通の確保という点では大いに必要な駅ではないかと考えます。

その中で、パーク・アンド・ライド、要するに自動車で三春駅まで行って、駅から列車を利用するというような形態を取るために、駐車場の整備が必要ではないかと思うんですが、駐車場の整備の拡充というか充実を、今後図っていただけるかどうか、お尋ねいたします。

○議長 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 駅の駐車場の件でございますが、今駅の南側にばんとう緑地がありまして、そちらの方大体65台くらい駐められます。それから駅の南側の町営住宅側に15台ほど駐車場

があります。それから橋を渡りまして、八島台の団地の下に広場がありまして、そちらも10台くらい駐められまして、合計で90台は駐められる状況になっておりまして、今のところ駅をご利用される方から駐車場が足りないというお話は何っていない状況でございますので、今のところは間に合っているかと思えます。

今後そういった事業が計画されて、どのくらい必要になるかということで算出が必要になってくれば、そのときにばんとう緑地の方は下流側の方に車止めをもう少し移動させれば、あと20台分ぐらいの駐車は確保できるかなというふうには考えておりますが、現状はそのような状況でございます。

○議長 影山孝男議員。

○1番(影山孝男議員) 駐車場については今回回答いただきましたので、そのまま充実させた形で進めていただきたいと思います。

あともう一つなんです、カーシェアリング。要するに自動車を置いてそこから観光に行っていたと、茨城県の大子町でちょっと視察して見てきたところがあるんですが、電気自動車2台がそういった形の実証実験でやられていました。

そういった形の考え方、あと、列車の中に自転車を積み込んだというふうな形の形態、サイクルトレインなどの事業等についてはどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

駅からの二次交通の確保という関連の再質問かと思いますが、まず三春町としましては、駅からの二次交通につきましては町営バスの運行を引き続き行って確保してまいりたいと思っております。

なお、今議員からのご提案があったかと思いますが、カーシェアリングにつきましては県内外での先進的な取組みの事例がございますので、そういった研究、あとはニーズ調査を行うなど、導入の可能性について今後検討を進めてまいりたいと考えております。

あと、列車の中の運搬とサイクリングにつきましては、活性化協議会等を含めての、各他の路線の取組みなどを参考にし、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 影山孝男議員。

○1番(影山孝男議員) ありがとうございます。前向きに検討をお願いしたいと思います。

それから日常利用を増やすための取組みとしまして、先ほど町営バスのSuica導入というような話もありました。あと、免許返納された方に対する特典等も、三春町では現在使っておりまして、バスの回数券それからタクシーの利用券がありますが、そこにSuicaでの利用特典が入れば、またJRを使う可能性が出てくるかと思うんですが、どのように考えているかお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 Suica利用につきましては先ほど答弁でありましたとおり、今後導入に向けて進めているところでございますが、具体的な期日についてはまだ決まっておりませんが、今現在、福島交通と同じキャッシュレス決済のシステムを使っておりますので、今年度中には導入したいという方向で進めているということで情報を得ている状況でございます。すみ

ません、今年中には導入したいということで話を聞いておりますので、併せて導入できればと考えております。

○議長 鳴原総務課長。

○総務課長 免許返納の対応についてということでお答えいたします。

現在、ご指摘のとおりバス・タクシーの方を行っておりますが、これからS u i c aにつきましては導入されるということですので、推移を見守りまして、追加できるかどうかを検討してまいりたいと考えます。

○議長 影山孝男議員。

○1番(影山孝男議員) ありがとうございます。ぜひ導入の方よろしく願いいたします。

利用促進の部分でもう1件なんですが、小学生の校外活動。あとJRの利用学習みたいな部分での、今小学生はほとんどJR利用されていないんじゃないかと思えます。そういった部分もありますので、利用促進として小学生の体験のための運賃の補助等は考えられるかと思うんですが、導入はどのように考えているかお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

藤井教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

小学校あるいは中学校においても、磐越東線の利用については授業の一環として検討するようにということで、学校長の方に要請を出したいというふうに考えております。その際学校行事として活用するという観点に立ちますと、乗車に関わる経費につきましては町の方で負担をするということで考えていくというふうな整理をしたいと思えます。

以上です。

○議長 影山孝男議員。

○1番(影山孝男議員) ありがとうございます。ぜひ、そういった形で小学生からJRの利用促進に向けた形での取組みをお願いしたいと思います。

次になんですが、観光利用を増やすための取組みということで、今朝、朝日新聞を見ましたら、先月の27日ですか。田村高校による観光マップと、あともまりんの傘ですか。この記事が出ていました。活性化のためにはすごく良い取組みではないかと思えます。

また、ふくしまDC関係については、広報みはるに特集を組んでいただいて、ライトアップであるとか、そういった部分の中身が出ていましたので、ぜひそれらも進めていただきたいと思えます。

あと、「推し三春」のリーフレットですか。これも作られたということなので、そういった媒体を利用した宣伝について、これからも推進していただきたいと思えます。

最後の質問です。JR東日本は3月14日にダイヤ改正と運賃改定が行われますが、JRに対してのいろいろ要望等があると思われまます。そういった中身について、利用促進のための提言・要望等はどのような形でJRに対して行うのか、ちょっと確認したいと思えます。

○議長 答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

JR東日本に対しての要望ということでございますが、こちらは毎年度、福島県の鉄道活性化対策協議会が主体となりまして、各沿線自治体の要望を取りまとめて要望活動を実施しております。

三春町でも、三春駅のバリアフリー化等の要望をしているところでございますが、引き続

き、そういった形の協議会を通じて要望してまいりたいと考えております。

○議長 影山孝男議員。

○1番(影山孝男議員) ありがとうございます。利用促進が図れる形、体制づくりをぜひお願いしたいと思います。

要望としては列車本数が少ない場面もあつたりとか、両数が少なかつたりとか、あと新しい駅とかも造ればもっと便利になるとか、いろいろな形があるかと思しますので、ぜひそちらの方を進めていただきたいと思います。

回答は求めませんので、以上で終わります。

○議長 要望なので答弁は要りませんか。

以上で、1番影山孝男議員の質問を終わります。

25分まで、5分間休憩いたします。

……………・・ 休 憩 ……………  
(休憩 午後2時20分)  
<休 憩>  
(再開 午後2時25分)  
……………・・ 再 開 ……………

○議長 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長 3番大内広信議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○3番(大内広信議員) 事前通告に基づきまして、1点の質問を行います。

部活動の地域移行、令和8年度以降の取組みについてです。

国は、学校部活動のあり方について、教員の長時間労働の是正や持続可能な活動環境の確保を目的として、部活動の地域移行を進めております。当町では、国の方針に基づいて令和5年度から7年度を改革推進期間とし、中学校の運動部活動を地域へ段階的に移行しています。地域人材バンクを設置して各競技へ指導者を派遣し、休日を中心に活動しています。この流れは文部科学省が示す方針でもあり、全国の自治体で検討・実施が進められています。

一方では、地域移行は単なる運営主体の変更ではなく、子どもたちの成長機会、保護者負担、練習場の確保、地域格差など多くの課題を内包しています。

そこで、当町における現状、今後の展開について質問します。

1番目、令和5年度から7年度、改革推進期間の実績。

2番目、人材バンク登録者と実施競技の現状。

3番目、指導者の確保。

4番目、スポーツ少年団との今後の連携。

5番目、教員の負担減。

6番目、令和8年度以降の取組み。

7番目、文化部の推進状況について質問いたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 7項目の質問を頂戴しておりますのでお答えいたします。

まず1つ目です。令和5年度から7年度の改革推進期間の実績であります、町では、令

和5年度から運動部の外部指導者を登録する人材バンクの運用と登録者の派遣を中心に組み立ててまいりました。町内中学校合わせて15の部活動に外部指導者として派遣しています。また、指導者養成講習会を合計8回開催し、資質の向上を図っております。

2つ目です。人材バンク登録者数と実施競技の現状であります。登録者は38名で、5年度から13名、52.0%増加しております。そのうち36名が部活動の指導にあたっており、5年度と比べますと13名、56.5%増となります。部活動のマッチング実数は11部から15部となり、4部、36.4%増加しております。

3つ目です。指導者の確保につきまして、外部指導者は町ホームページや広報に記事を掲載し、募集しております。スポーツ少年団での指導経験者が登録くださることもあります。

4つ目です。スポーツ少年団との今後の連携であります。スポーツ少年団から継続して取り組む生徒も多いことや指導者確保の観点から、中学生までを対象としたスポーツ少年団活動の継続や、その種目による地域のスポーツクラブ設立も考えられ、それらが地域での活動の受皿となることが見込まれております。

5つ目です。教員の負担減についてであります。特に休日の試合等の引率については、外部指導者のみで行う部も増えております。教員の働き方改革につながっていると考えております。

6つ目です。令和8年度以降の取組みについてであります。これまで同様に国の補助制度を活用しまして、外部指導者の活動報酬費や指導者養成講習会の開催経費などに充てていきます。なお、令和8年度からは部活動地域展開という事業名称となります。

7つ目です。文化部の方の進捗状況であります。令和6年度に小中高生徒により「まほら合唱団」を編成し、運営支援するほか、大人の吹奏楽サークルも地域における生徒の活動受入先として同様に支援を行っております。このほかに、軽音楽を愛好する生徒の活動団体が結成されるなど、音楽分野の体制が整いつつあります。

今後は、それ以外の文化部についても活動体制を整えるため調査・検討を行い、指導者の確保も含め、生涯学習の取組みの一環として支援してまいります。

運動部におきましても、競技ごとに違いがあり、保護者の協力体制も含め事情が異なるため、指導者アンケートなどで課題を把握するとともに、先事例を参考にしながら取り組んでまいります。

以上であります。

○議長 大内広信議員。

○3番（大内広信議員） 町は人材バンクを運用して各競技に指導者を派遣している。これは素晴らしい点だと思いますので、継続して、また拡大をしていってほしいと思っています。

3番目の指導者の確保なんです。現状は38名登録をして、36名が指導されている。これは、恐らく福島県内でも多い方だと思っています。

ただ、一つ考えなきゃいけないのは、私も実際に野球競技に関わっていますが、例えば土日、地域移行になった場合、外部の指導者が1名しかいない場合、もし1名の外部指導者が何かの都合で練習に参加できなかった場合、そうするとその部活は練習中止になってしまうこともありますね。

川俣町では、1競技において3名以上の外部指導者を登用しています。これは、3名のうち1名が何かの事情で練習や試合に帯同できないとしても、残り2名がいる。もしくは、週末の大会の引率とか、あと万が一、選手がけがをした場合の対応などを含めると、川俣町

では3名以上の複数人を登用しています。

今後、町は1種目に対して複数人の外部指導者の登録をするのか。現状のまま、人数制限を特に設けることなく、このまま行くのか。その辺のお考えと、または、やはり週末、私も気になるところではあるんですが、万が一、練習中にけがをした場合の責任の所在。そのあたりを具体的に教えていただけますか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

人材バンク登録にしている指導者が38名のうち36名が指導に当たっているというふうに申し上げておりますが、残念ながら、部活動の中でも外部指導者が1人しかいないという部活動は確かにございます。私どもの方では4つというふうにつかんでおりますが、確かに外部指導者がお一人しかいないとき、もしもの場合、また何かの用事があって練習に参加できないということは十分考えられますので、町としましては、当然、お一人しか指導者がいない部活については、複数の指導者が当たれるように指導者の確保を図っていくというのが考えということになります。特にそれで指導者の上限を設けるということは、今の時点では考えておりません。

もう1点です。もし生徒がけがをしてしまった場合などの緊急の事態であります。これについては、指導者と私たち教育委員会、それから学校側との意見交換会というものを昨年の秋に実施しておりますが、その際にもこうした責任の所在等の不安について指導者側からやはり訴えられております。これにつきましては、部活動の編成の前に一度親御さんも含めた顔合わせ等があるかというふうに思っておりますが、そうした機会を捉えまして、より安全な活動となりますよう緊急時の連絡体制について話合いで構築していくということが考えられるかと思えます。

今現在3月ということでもあります。4月には新しい部活動の編成がなされると思えますが、その際に話合いの場をきちんと設けまして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) やはり、けがをしたときの対応が一番、やっぱり現場では、学校側にもそれから外部指導員にも、両方マイナスにしかならないと思えますので、この辺はまた令和8年度以降、一つ課題として関わる指導者、学校、先生方も含めて、ぜひ共有をしていただきたいというふうに思っています。

続いて4番目のスポーツ少年団との今後の連携についてですが、今この地域移行、地域展開がクローズアップをされているところではあります。やはり一番大事なのはやっぱり小学校のスポーツ少年団の活動だと私は思っています。つまり、三春町にはいくつかのスポーツ少年団がありますが、例えば一つのスポーツ少年団がなくなってしまうと、その部活動は成り立たなくなってしまうんじゃないのかなと思っています。

三春町という今、ミニバスがすごく盛んですね。三春男女・岩江男女ともにすごく強豪で、県大会を目指せるぐらいのチームになっておりますが、こういった子どもたちの頑張りがあるので、中学校の部活動も成り立っていると思うんです。

そうすると、やはり町としては、これから学校再編や子どもがどんどん少なくなっていく中でのスポーツ少年団のあり方、それから町の支援、対策についてあればお伺いしたいのと、

あともう1点、やはり教員とスポーツ少年団の指導者、また外部指導者が、お互い無理のない範囲で情報共有を行っていくための仕組みづくりについて何かあればお伺いします。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

スポーツ少年団との今後の連携でありますけれども、先ほどもちょっと申しあげました、秋口に行いました意見交換会でも、この辺りのお話というのは出てきてまいります。

また、それとは別に、今度は部活動地域展開の検討委員会というものもございまして、こちらは保護者の皆さん、保護者の代表としましてPTAの会長さんなども入るんですが、そうした方たちも入った会議の中で、どういった形で今後の地域展開がなされていくかということをしっかり話し合いまして、こちらの方に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、残念ながら現在の状況としまして、まだまだ課題すら、まだまだ問題となるものが共有できていないという状況がございまして、先ほど答弁の中でも最後に申しあげましたけれども、指導者アンケートなどでいろいろな課題が明確になってくるかと思えます。このアンケートに基づいて、いろいろな対策を検討委員会ですとか、それから指導者との意見交換会などで相談をしながら、いろいろと具体的に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) アンケートをこれからまた取ると思うんですが、その課題を皆さんで共有をして、私も含めて共有をして、しっかりと課題解決を1個ずつ潰していきたいと思っています。また、先ほどの課長答弁のところで、地域スポーツクラブの設立も考えられるというふうな答弁をされていましたが、私の過去の一般質問でも、この地域総合型スポーツクラブについては質問させていただいた経緯がありますが、これから先、総合型地域スポーツクラブを設立をして、地域移行の受皿として地域移行を進めていくのには少し無理があるんじゃないのかなと思っています。

これは恐らく認識されていると思うんですが、そういったときに、何か総合型地域スポーツクラブに関わる、例えば前回1月ですか。課長に紹介したT-a m i g oさんのような団体さんや、またNPOのような組織を立ち上げて部活動の地域移行を委託するのか。この辺の考えがもしありましたらお聞きしたいです。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

受皿として、先ほどスポーツ少年団というものもございまして、当然それぞれの競技ごとのスポーツクラブの設立ということも別途考えられるものがあるかと思えます。

参考までに、三春町内におきましては、野球それからバレーボールにおいて、既に中学生を対象としたスポーツクラブというものはできておりまして、こちらの方も受皿の一つというふうに考えられるものだと思っております。

なお、それ以外の競技につきましては、やはり競技ごとのいろいろな条件・課題がございまして、こちらの方も一足飛びにそのスポーツクラブができるというふうには思っておりませんで、どんな形でやっていくのが良いか、それがたまたま地域スポーツクラブ、地域を単位とした競技ごとの単独のスポーツクラブになるのか、それともスポーツ少年団の延長に

なるのかというようなことで、いろんな形でのやり方があるのかというふうには思っております。

なお、議員お話をされました地域総合型スポーツクラブというものは、それぞれの単独のスポーツクラブがまとまって、いくつかの競技がまとまって一つのクラブとして運営するものというふうを考えられますので、いきなり地域総合型のスポーツクラブをここで作るということは非常に無理があるかと思っております。その点は町としても考えとしては無理だということで、認識は一致しているものと思っております。

いずれにしても、何らかの形で受皿が整い、それらがまた発展的に結びつけば、いつかは地域総合型スポーツクラブができるのかなというふうなことで、まずはそのようなことで競技ごとの単位を作っていきたいというのが町の考えというふうになっております。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) 野球とバレーがあるということですが、ちょっと野球について簡単に説明させてもらいます。

昨年の4月に三春中学校の野球部と岩江中学校の野球部を対象に、三春ベースボールクラブ、これは私が代表になっていますが設立をしました。これはやはりこれから先、両校の野球部に入る生徒がもしかするといなくなる、少なくなった場合の受皿として設立をしました。ありがたいことにほとんどの生徒が加入しています。

ただ、両校ともに部活動が盛んなところですから、基本は部活動。日曜日の対外試合とか、あとは大会が近いときには、例えば水曜日野球場でナイター練習をしたり、そういった活動をしています。おかげさまで昨年10月には福島県大会予選を勝ち抜きまして、愛知県での全国大会にも出場してきました。

やはりこれから先、先ほど課長がおっしゃったように、これからは競技ごとに全体のスポーツクラブとしてのなりわいが難しいのであれば、やはり野球やバレーボールのような形で、各競技ごとにそういった小学校・中学校との連携なのか、それとも三春中学校と岩江中学校のそういった一つの塊を作って展開していくものなのか、いろんなアイデアがあるかと思うんですが、その辺もし、もう少し具体的に分かれば教えていただきたいです。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

野球については議員おっしゃったとおり、三春中・岩江中で一緒にやってらっしゃるということになるかと思うんですが、そういったクラブ活動のあり方も一つであると思えますし、またバレーボールについては今のところ単独でやっていらして、岩江の方には男子のバレーボール部がないもんですから、その中でどのくらいの生徒が興味があってやられるかというのはまだ分かりませんが、いずれ、いろんな形でのクラブ活動のあり方というものがあるかと思えます。

その辺も、先ほどの指導者アンケートなどを通して課題として把握したうえで、また皆さんと一緒に問題を協議していきたいというのが町の考えということになります。

あとすみません。先ほども競技の指導者が人材バンクの中にいらっしゃらない競技の部活ということです。それについてお答えしませんでした。今は県内の三春町以外の市などに本拠を置くNPO法人などがたくさんございます。それは単独の種目のスポーツチームであったり、もしくはそれ以外の、例えば子どもたちの体力向上というものを目的とするよう

ないろんな団体もございます。そういったところの指導者を活用していくというのも一つ当然、考えとしては持っていかなきゃならないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) 続きまして、5番目の教員負担減ということですが、この部活動の地域移行、地域展開によって教員の負担が少しでも進んでいるということは、本町にとっては大きな成果であるというふうに考えております。

一方で、先生方が日常的な指導から少し離れることによって、地域の指導者との連携、それから子どもたち一人ひとりの活動状況や成長の把握について新たな工夫が必要ではないかと感じております。

教員の負担軽減と教育的な関わりの両立を図るため、町としてどのように関わっていくのか、考えがあればお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

教員の負担減になっているかどうかといったようなご質問だと思いますが、私も3月まで中学校に3年間いたわけですけれども、この三春町の人材バンク登録制度が導入されたことによって、先生方からは非常に好評でした。というのも、それまでは顧問の先生方が会議や出張等で不在となってしまうと活動ができなくなってしまうんです。そこで指導者の方が平日も来ていただけるということになると、子どもたちの活動が保証されるということで、子どもたちの活発な活動にとっても大変良い取組みだなというふうに思っています。

私自身は中学校、高校、バレーボールに取り組んだんですが、教員になってからは野球、サッカー、水泳などもやりました。それは非常にやはり心理的な負担でした。自分が経験したことのない部活動の顧問をする、ましてや大会で監督を務めるというのは非常に負担なんです。それが今回の導入で解消されておりますので、私もその時代だったら良かったなというふうに思っています。

あと先生方にとっても、人材バンク登録制度で今申し上げたように心理的な負担感も減りますし、活動を人材バンク登録制度の指導者の方にお任せして、自分は一步を引いた形で子どもたちのことを観察できる、いろんなことを研究できるといった点では、すごくこの点も大切だというか、意味のある取組みじゃないかなと思っております。

課題としては、議員のご指摘のとおり、先ほど答弁にもありましたが、人材バンク登録制度をやっているんですけれども、登録者がいない競技、部活動がまだあるんです。そここのところの確保。それから先ほどお話に出た1名しかいない場合。これは非常にまた難しい場面があるので、なるべく多くの方に賛同していただいて、人材バンクに登録していただく。特に登録者がない競技についてはぜひお願いしたいなということです。これは町のホームページとかいろんなところで広報しておりますが、各学校の学校運営協議会等においても実情をお話しをして、もし知り合いの方でそういった競技ができるという人があれば募ってまいりたいなと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) 今の教育長の答弁のとおり、やはり自分が関わっていない競技を指導するとか、引率したり、あとは勝ち負けに直結するので、その心理的な不安が少しで

もなくなるということは、この制度自体はやはり素晴らしいものだとは認識していますし、三春町も最初に申し上げたとおり、福島県の中でもこの取組みについてはもう、他の自治体もきっとモデルケースとして取り組むことかなと思っていますので、引き続きそのあたりもまた改善するところがあれば進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、6番目の令和8年度以降の取組み。また国の補助金制度の活用というところではありますが、いよいよ令和8年度から10年度まで改革実行期間に移るわけです。これは週末、先ほど教育長答弁で、まだまだ地域展開になっていない部活も複数競技があるということでしたが、このあたりも含めて、文部科学省の主導で学校部活動を地域へ展開する方針を出しています。これはもう国の方針になるので、この方針に町が今後どう対応していくのか。また平日の部活動も含めて移行していくのかどうか。もちろん競技別によるかと思うんですが、今後もしスケジュールが決まっていたら教えていただけましたらありがたいです。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 令和8年度以降の取組みということですが、国は令和8年度から13年度まで、今度は6年間となりますが、改革実行期間というふうに位置づけているんだそうです。この改革実行期間の間に、新たに従前の取組みの延長線ではあるんですけども、やはり補助制度などを用意して、国としては部活動の地域展開をより強力に進めていくというようなことでの情報はいただいております。

町としましては、従前の取組み同様ということにはなるんですが、当面、こちらの国の助成制度を十分に活用しまして、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、指導者の活動報償費ですとか指導者養成講習会の開催経費などに充てて地域展開を進めてまいりたいということになります。

ただいづれにしても、それぞれに抱える問題というもの非常に大きいものですから、年間数回ある検討会ですとか意見交換会、これらの機会を捉えて、また十分に話し合いをして進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) すみません。同じ質問になってしまうんですが、土日は今、活発に活動していますが、平日も段階によって移行していくのかどうか、もう少し具体的に教えていただくと助かります。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

部活動につきましては平日の活動、それから休日の活動については、令和8年度以降もこれまでどおりということに取り組んでまいりたいと思います。その辺、学校側でまた方針等が変わればそれに合わせた形での取組みということになるかとは思いますが、

以上でございます。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) それから、先ほど課長答弁のところ、国の補助金を使っていくというふうな話もされました。

昨年12月5日、日本経済新聞にこのような記事が載っています。ちょっと抜粋して読み

上げます。「スポーツ庁は中学校の部活動について、計1,000自治体を対象に運営団体や指導者の確保に必要な費用を補助する。部活動を指導する教員の負担を軽減するとともに、中学生がスポーツや文化に親しめる環境づくりを急ぐ」ということの記事がございました。

1,000の自治体にそういった費用を補助するということですが、今後三春町、この制度に手を挙げるのかどうか、また手を挙げているのかどうかを含めて教えていただきたいです。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

部活動地域へ全国で受皿確保、スポーツ庁が1,000自治体支援ということでの新聞報道があったことは承知しております。

町としましては、こちらの新聞報道での国の補助制度というものを十二分に活用して取り組んでいくということでございます。令和8年度の新年度予算案の方にも、こちらの補助制度を活用した国からいただく費用を計上しておりますので、またよろしく願いいたします。以上です。

○議長 大内広信議員。

○3番(大内広信議員) 安心しました。ぜひ引き続き、そういった補助をうまく使いながら地域展開をしていただきたいというふうに思っています。

最後です。文化部の進捗状況ですが、どうしても運動部との比較がされやすいと思うんです。運動部は人材バンクに登録して人材を競技に派遣していますが、文化部についてはどのような状況ですか。また、報酬の方はどのようになっていますか。

○議長 答弁を求めます。

伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

文化部の方の地域展開の状況であります。運動部とは違いまして人材バンク制度等はございません。

その代わりと言っては何なのですが、先ほども答弁の方で申し上げたとおり、音楽系の部活動でありましたら、まほら合唱団の編成、それから大人の吹奏楽サークルという形で、それぞれ団体を編成、もしくは既存の団体の中に入りまして、生徒の活動という形で支えていただいております。

この合唱団・吹奏楽団につきましては、町から別途交付金をお支払いしまして、そちらの方に運営費の助成という形になりますが、交付金をお支払いしまして活動いただいております。それぞれ、年間で言いますと各10万円程度というような形になるかと思っております。

以上であります。

○議長 以上で、3番大内広信議員の質問を終わります。

○議長 11番橋本善一郎議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番(橋本善一郎議員) 議長の許可をいただきましたので、5点の質問を行いたいと思います。

まず第1点ですが、三春町においても農業従事者の高齢化が進む中、全国でも65歳以上の農業者が7割を占める高齢化が進んでいます。僅か30年の間に4分の3が減少しました。今後、ますます耕作放棄地の増加、従事者の減少が懸念されます。

国においては各種補助金・助成制度をつくり支援制度を充実させていますが、認定農業者の資格取得が助成金の交付の必要要件となっています。農業維持・継続を図るとき、新規作物導入のとき、初期の投資、機械の更新等の助成金を受けるにも認定農業者の資格が必要になると思われますので、資格取得について何点か質問いたします。

まず、認定の資格要件はどのようなものか。

2点目に、認定に係る年齢制限はあるのか。

3点目、農地等の所有要件（面積等）はあるのか。

4点目、認定を受けた場合、助成策はあるのか。

以上です。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第1の質問にお答えします。

1点目の認定農業者の資格要件につきましては、町が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づき、5年後の年間所得が350万円、年間労働時間が1,800時間程度を目標とする農業経営改善計画を作成し、三春町担い手等認定審査会において審査を行い、この審査を経て認定を受けることとなります。

2点目の年齢要件、3点目の農地等の所有要件はございません。

4点目の認定を受けた場合の助成につきましては、農業機械の導入費用に係る補助、農業経営基盤強化資金の融資活用などの支援制度が設けられております。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 認定制度についてですが、他町村の農業従事者に対する認定者数と、三春町の認定者の比率、これはどんな比率になっていますか。お知らせください。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 認定農業者の全農業者に対する比率ということで、手元の資料は令和5年度末の数字でございますが、まず県中管内の平均認定率が13.35%でございます。三春町の認定率は7.35ということで、他市町村よりも低い数字になっております。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 1年に何人程度の申請があり、また、認定を何人程度の方が受けているのか、お知らせください。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 1年に認定している人数につきましては、実績で申し上げますと、令和4年度が2件、令和5年度、令和6年度、令和7年度が各1件でございます。今現在の三春町の認定農業者の総数につきましては36経営体になっております。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 国・県・町の助成措置があるわけなんですけども、町で助成した場合に特別地方交付税措置はあるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 認定農業者への補助金等に対するということかと思いますが、いわゆる特別地方交付税措置の対象とはなっておりません。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番(橋本善一郎議員) 認定資格要件に、金額はちょっと忘れたんですけども——350万か——必要だという要件なんですけども、例えば労働時間が達成できない、また所得が目標額まで達していなかった場合に再認定を受けることができるんですか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 認定農業者の有効期間は5年間ということで、先ほどお話ししました計画書を出していただいております。

いわゆる目標が達成できていない場合ということでございますが、再認定の際に改めて計画書を出していただきまして、その計画書の内容に基づいて目標の所得、それから目標の労働時間、こういったものが達成できるというふうに判断されれば再認定を受けることは可能でございます。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番(橋本善一郎議員) 県中で13%、当町で7.3%、かなりの開きがあるんですけども、この理由というか、どの辺にあるとお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 県中管内で申し上げますと、先ほどと同じデータでございますが、田村市が9%、小野町が7.36%ということで、県中管内では田村地区はこの数字だけ見ますと低いということになっております。

令和5年度末の数字でございますが、これについては、田村地区においても新規就農者から認定農業者への移行、そういったものを誘導するというので、認定農業者の確保あるいは増加ということで取り組んでおりますが、高齢化で改めて認定農業者の更新、そういったものを辞退するというのもございますので、結果的に少し低い数字になっているということで、こういったところは、昨年度策定いたしました地域計画、そういったものを活用して地域での担い手確保それから農地の集積、そういったものも含めて、認定農業者の確保にも努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番(橋本善一郎議員) 国の方でも、高齢化が進む中で次期担い手に関しては大変助成策、それから補助制度を活用して日本の自給率を高めるように努力していると思うんですけども、なるべく多くの認定農業者が誕生するようにお計らいください。

では、2番目の質問に移ります。

近年就農者の高齢化に伴い、農業の新規就農者の要件が緩和され、65歳未満でも新規就農者として認定がなされるようになりました。今後、会社定年後に新規就農を考える方も増えると思いますので、2点ほど質問いたします。

1番、認定に必要な要件は何があるのか。

2番、助成策はあるのか。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員に申し上げます。要望等は控えてください。質問ですので。それで、「ありません」と言って、「2番の質問に」と言えば、私が「2番の質問を許します」と言いますので、そのような手順でお願いします。

答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第2の質問にお答えします。

1点目の認定新規就農者の認定要件につきましては、年齢が18歳以上45歳未満で、5年後の年間所得が約193万円、年間労働時間が1,800時間程度を目標とする青年等就農計画を作成し、三春町担い手等認定審査会での審査を経て認定を受けることとなります。なお、一定の要件を満たせば65歳未満でも認定を受けることが可能であります。

2点目の助成策につきましては、機械・施設導入の初期投資に係る補助、経営開始資金として年間150万円で最長3年間の国からの交付金、青年等就農資金の融資活用などの支援制度が設けられております。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番(橋本善一郎議員) 私の記憶だと65歳未満認定就農者というのは、まだできて間もないと思うんですけども、三春町で認定を受けた方はいるんですか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 いわゆる認定新規就農者の数ということによろしいですか。

認定新規就農者については、これまで認定を受けたのは全部で12件でございます。45歳から64歳ということでしょうか。それで受けた方は、ちょっと今データがないので、認定新規就農者全体の数字としては、これまでで12件ということでございます。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番(橋本善一郎議員) 先ほどの答弁ですか、一定の要件を満たせば65歳未満でも新規就農者として認めるという回答があったわけなんですけれども、一定の要件とは何を指すのか教えてください。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 65歳未満の方であっても、その前に農業ですとか農業関連の職業に3年以上従事している方については要件はございますけれども、65歳未満であってもいわゆる認定新規就農者の認定を受けることが可能だということでございます。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番(橋本善一郎議員) ということは、単に会社に勤めて、実家というか我が家が農家で、今まで会社勤めをして60歳の定年を迎え、自分の家で農業を再開しようとした場合には要件には当てはまらないということですか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 65歳未満の認定新規就農者については様々な要件がございますので、今の提示があった条件だけではちょっと判定はできないかと思うんですが、当然先ほど説明しました農業の経営に関する計画が必要でございますので、それが一定の所得、一定の労働時間、

あるいは施設、機械、田んぼ、田畑、そういったものをいろいろ計画書で出していただいて総合的に判断するということをご理解いただければと思います。

○議長 第3の質問を許します。

○11番(橋本善一郎議員) みどりの食料システム法の認定制度について。農業からの二酸化炭素・メタンガスの発生を抑えることを目的に、地球に優しい農業を目指し、有機農業の推進、水田の中干し等に取り組むことにより、温暖化ガスの発生を抑えるものですが、認定制度に取り組む考えはあるのですか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第3の質問にお答えします。

みどり認定は化学肥料・化学農薬の使用低減など、環境に配慮した取り組みを行う生産者を県が認定するもので、税制上の優遇措置等が受けられる制度でございます。

町内では既に37の個人・団体が認定を受けており、町では環境負荷を低減する農業を推進するため、引き続き県田村農業普及所やJAなどの関係機関と連携し、みどり認定の普及に取り組んでまいります。

以上です。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番(橋本善一郎議員) 認定の団体数が37団体ということなんですけれども、中山間それから多面的、それから法人等、個人等が含まれているわけなんですけれども、この構成比を教えてくださいませんか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 再質問にお答えいたします。

現在、みどり認定を受けている37件の法人・個人等の内訳ということでございますが、37件のうち法人が1件、それ以外は個人が36件となっております。

○議長 第4の質問を許します。

11番。

○11番(橋本善一郎議員) 果樹の振興を図るうえで、技術の取得、後継者の育成が課題になっているところですが、これらを解決するためにトレーニングファームを導入してはどうか。この制度の大きな違いは、実習を経た研修生がその園地を継承することができることにあります。新規就農にあたって、投資が少なくて済み、後継者の育成も容易になるのではないかと考えられます。

トレーニングファーム導入のお考えはありますか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第4の質問にお答えします。

果樹栽培進行に係るトレーニングファームの導入につきましては、現段階では考えてございません。

町では果樹栽培の普及拡大を進めていきたいと考えておりますが、まずは関係機関と連携し、栽培研修や現地講習会の開催など、フォローアップ体制の確立、生産者の育成や販路の開拓等に努めてまいりたいと考えております。

○議長 橋本善一郎議員。

○11番（橋本善一郎議員） 例えば農業を知らない都会の人でも、このシステムを使えば就農でき、また継承もできるということで、大変魅力的なシステムだと思いますがいかがですか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 今ご質問がありました、いわゆるトレーニングファームにつきましては、現在JAグループにおいて、その設置運営を目指して準備を進めているところでございます。

このトレーニングファームは研修期間を1～2年、そちらの施設で営農計画、出荷、販売あるいは栽培研修、そういった研修を通して担い手を育成するというところでございます。田村地域でも、JA福島さくらで現在計画が進んでいるというふうに承知しております。

トレーニングファームの導入についてはこういったJAの設置、これからの設置状況、それからそういったところでの研修とか活用、そういったところで町としては支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 第5の質問を許します。

11番。

○11番（橋本善一郎議員） 質問いたします。各々ある助成それから補助制度において、残念ながら小規模な農業に対しては何の恩恵もないというようなことで問いただされた経緯がありますので質問いたします。

地域において、集落の中においてもその維持、また形成においては小規模農業も大切な存在であります。近年、こうした農家に支援策を打ち出す町村もあります。

質問です。三春町においても、独自の助成策を取る考えはあるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第5の質問にお答えします。

いわゆる小規模農業者を対象とした主な助成策といたしまして、集落の農家5戸以上で機械を導入し、共同利用する場合を対象とした農業近代化基盤整備事業の補助、ドローンや自動かん水装置システムなどを導入する際の経費を対象とするスマート農業推進事業の補助、加えて、令和8年度の新規事業といたしまして、病虫害防除にかかる経費への補助金について予算計上をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長 以上で、11番橋本善一郎議員の質問を終わります。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 これで、一般質問を終わります。

手話通訳者の皆さん、今日は1日ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上で、本日の日程は全て終了しました。ご苦労さまでした。

（午後3時32分）

令和8年3月12日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

|           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| 1番 影山 孝男  | 2番 三瓶 一壽   | 3番 大内 広信   |
| 4番 佐藤 弘   | 5番 山崎 ふじ子  | 6番 石井 一正   |
| 7番 小林 孝   | 8番 松村 妙子   | 9番 三瓶 文博   |
| 10番 篠崎 聡  | 11番 橋本 善一郎 | 12番 佐久間 正俊 |
| 13番 影山 常光 | 14番 遠藤 亮子  | 15番 鈴木 利一  |
| 16番 影山 初吉 |            |            |

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 事務局 長 今泉 喜徳 | 書記 横田 涼   |
|             | 書記 佐藤 祐梨子 |

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|     |       |
|-----|-------|
| 町 長 | 坂本 浩之 |
| 副町長 | 伊藤 朗  |

|         |       |               |        |
|---------|-------|---------------|--------|
| 総務課長    | 嶋原 健二 | 財務課長          | 菊田 誠子  |
| 企画政策課長  | 渡辺 淳  | 住民課長          | 佐久間 島宏 |
| 税務会計課長  | 荒井 公秀 | 保健福祉課長        | 影山 清夫  |
| 子育て支援課長 | 大内 広三 | 産業課長          | 遠藤 晃   |
| 建設課長    | 新野 恭朗 | 企業局長          | 橋本 泰寿  |
| 教育長     | 渡辺 和也 | 教育次長兼<br>教育課長 | 藤井 康   |
| 生涯学習課長  | 伊藤 晴之 |               |        |

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和8年3月12日（木曜日） 午後2時00分開議

- 第 1 付託議案の委員長報告
- 第 2 議案第 2号 債権の放棄について
- 第 3 議案第 3号 三春の酒で乾杯条例
- 第 4 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 6号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 8号 三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 さくら湖自然観察ステーション条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

- 第15 議案第15号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 ばんとうプラザに係る指定管理者の指定について
- 第17 議案第17号 令和7年度三春町一般会計補正予算（第8号）
- 第18 議案第18号 令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第19 議案第19号 令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第20号 令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第21 議案第21号 令和7年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第22号 令和7年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第23号 令和7年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第24号 令和8年度三春町一般会計予算
- 第25 議案第25号 令和8年度三春町国民健康保険特別会計予算
- 第26 議案第26号 令和8年度三春町後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第27号 令和8年度三春町介護保険特別会計予算
- 第28 議案第28号 令和8年度三春町町営バス事業特別会計予算
- 第29 議案第29号 令和8年度三春町放射性物質対策特別会計予算
- 第30 議案第30号 令和8年度三春町病院事業会計予算
- 第31 議案第31号 令和8年度三春町水道事業会計予算
- 第32 議案第32号 令和8年度三春町下水道事業等会計予算
- 第33 議案第33号 令和8年度三春町宅地造成事業会計予算
- 第34 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること  
について
- 第35 陳情第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書
- 第36 発委第 1号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例  
《追加日程》
- 第 1 発委第 2号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後2時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第1、付託議案の委員長報告を行います。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月2日に日程設定を行い、3月6日及び12日に第1委員会室において開会しました。

議案第 3号 三春の酒で乾杯条例

議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

以上の4案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審

査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月2日に日程設定を行い、3月6日、9日及び12日に第4委員会室において開会しました。また、3月9日には現地調査を行いました。

議案第11号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第12号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

議案第13号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例

以上の3案について、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 ばんとうプラザに係る指定管理者の指定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月2日に日程設定を行い、3月6日、10日及び12日に第3委員会室において開会し、3月9日は3階会議室において開会いたしました。

議案第2号 債権の放棄について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第8号 三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例

以上の2案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎

重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 9号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例

税務会計課長、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 さくら湖自然観察ステーション条例の一部を改正する条例

生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

予算決算特別委員会委員長。

○予算決算特別委員長 予算決算特別委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月4日、5日に全体会にて議案の説明を受け、3月6日、9日及び10日の3日間、各分科会において審査し、11日には全体会を行いました。

付託議案の審査にあたっては、全体会において担当課長の出席を求め、各会計ごとに説明を受けました。その後、全体会での説明をもとに、各分科会において審査を行いました。最後に、全体会において町長、教育長等の出席を求め、各会計補正予算・新年度予算について分科会長報告及び総括質疑を行いました。

審査結果は、議案第17号「令和7年度三春町一般会計補正予算（第8号）」から議案第23号「令和7年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）」までは全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号「令和8年度三春町一般会計予算」は、次の意見を付して原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 1 学校給食費の保護者負担軽減は子育て支援の観点からも重要な施策であるため、近隣自治体における取組状況も踏まえ、中学校も含めた学校給食費無償化の早期実現に向けた方策について早急に検討すること。
- 2 寄附採納した石蔵の活用については、施設の修繕費など将来にわたる維持管理費等が発生することが懸念されるため、町の財政負担が過度に生じることのないよう管理運営方法等を検討すること。
- 3 町有施設においては、民有地を借り上げて施設を整備している事例が多く見受けられることから、土地の取得の可能性も含めた整理を全庁的に検討すること。また、町が取得し貸し付けている事例については、維持管理経費や固定資産税収入を考慮し、町が取得せずに調整を図る手法なども検討すること。
- 4 地域公共交通については、現在実施している事業は利用状況、費用対効果、制度の分かりやすさの面で課題があることから、利用実態や住民ニーズを十分に踏まえ、持続可能で効率的な地域公共交通体系の構築に努めること。
- 5 工場立地促進条例奨励金については町独自の制度であり財政措置がないことを踏まえ、制度の効果及び必要性を検証し、そのあり方について見直しを含めた検討を行うこと。
- 6 三春病院については、休院に伴う維持管理も含め、今後の運営のあり方について早急に検

討し、必要な対策を講じること。

- 7 学校統合に伴う廃校施設等の活用については、施設の維持管理には相応の経費を要することから、活用の目的や基本方針を明確にしたうえで計画的な活用のあり方について検討すること。また、活用が見込まれない施設については解体を含めた整理についても検討すること。

議案第25号「令和8年度三春町国民健康保険特別会計予算」から議案第32号「令和8年度三春町下水道事業等会計予算」までは全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号「令和8年度三春町宅地造成事業会計予算」は、次の意見を付して原案のとおり可決すべきものと決しました。

宅地造成については、定住促進や地域活性化の観点から、小規模な宅地造成の可能性を検討するとともに、農振除外地域や土地利用計画の白地地区の活用など地域づくりのあり方を提案しながら開発を検討すること。

以上、予算決算特別委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で予算決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

…………… 討論及び採決 ……………

○議長 日程第2、議案第2号「債権の放棄について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号「三春の酒で乾杯条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号「三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号「三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号「さくら湖自然観察ステーション条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号「三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号「三春町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号「三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号「ばんとうプラザに係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号「令和7年度三春町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号「令和7年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号「令和7年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号「令和7年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号「令和7年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号「令和7年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第23号「令和7年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第24号「令和8年度三春町一般会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第25号「令和8年度三春町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第26号「令和8年度三春町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第27号「令和8年度三春町介護保険特別会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第28号「令和8年度三春町町営バス事業特別会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第29号「令和8年度三春町放射性物質対策特別会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第30号「令和8年度三春町病院事業会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第31号「令和8年度三春町水道事業会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第32号「令和8年度三春町下水道事業等会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第33号「令和8年度三春町宅地造成事業会計予算」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

… 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて …

○議長 日程第34、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより同意第1号を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

… 陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書 …

○議長 日程第35、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」を議題とします。

付託陳情事件について、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。なお、審査については、3月6日に第4委員会室において開会しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会 田村地区連合会 議長 古川史典

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

最低賃金の上昇率を上回る物価の上昇により、実質賃金が伸び悩んでいる状況であり、実質賃金の改善が課題であることから、最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、意見書の提出を求めるため、要望するものであります。

以上について、産業課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断されることから、当委員会は、全員



意見書の内容並びに提出先につきましては、タブレットに掲載しました意見書のとおりであります。

令和8年3月12日 三春町議会議長 影山初吉

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますようお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより発委第2号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… ● 町長挨拶 ● ……………

○議長 本定例会に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決・同意いただきましてありがとうございます。

そして8つほど意見をいただいております。このいただいた意見につきましては、財源の確保など、環境が整い次第、速やかに実施に向けて努力してまいります。

また、その他の案件につきましても、課題のあるものにつきましては時には意見を交わしながらしっかりと道筋をつけながら前に進めていきたいというふうに思っております。

引き続き力強いご支援と建設的なご意見を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。大変お疲れ様でした。

…………… ● 散会宣言 ● ……………

○議長 以上で、令和8年三春町議会定例会3月会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後 2時41分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月12日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 影 山 孝 男

署 名 議 員 三 瓶 一 壽

議案審議結果一覧表

| 議案番号     | 件名  | 採決  | 議決の状況 |
|----------|---|-----|-------|
| 議案第 2 号  | 債権の放棄について   | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 3 号  | 三春の酒で乾杯条例   | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 4 号  | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                   | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 5 号  | 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例                                  | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 6 号  | 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例                         | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 7 号  | 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例                                | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 8 号  | 三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例                                 | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 9 号  | 三春町介護保険条例の一部を改正する条例                                     | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 10 号 | さくら湖自然観察ステーション条例の一部を改正する条例                              | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 11 号 | 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例                                  | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 12 号 | 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例                                 | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 13 号 | 三春町都市公園条例の一部を改正する条例                                     | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 14 号 | 三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 15 号 | 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例                               | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 16 号 | ばんとうプラザに係る指定管理者の指定について                                  | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 17 号 | 令和 7 年度三春町一般会計補正予算 (第 8 号)                              | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 18 号 | 令和 7 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)                        | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 19 号 | 令和 7 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)                       | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 20 号 | 令和 7 年度三春町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)                          | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 21 号 | 令和 7 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算 (第 1 号)                        | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 22 号 | 令和 7 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算 (第 1 号)                       | 全 員 | 原案可決  |
| 議案第 23 号 | 令和 7 年度三春町病院事業会計補正予算 (第 2 号)                            | 全 員 | 原案可決  |

|          |                                    |     |      |
|----------|------------------------------------|-----|------|
| 議案第 24 号 | 令和 8 年度三春町一般会計予算                   | 全 員 | 原案可決 |
| 議案第 25 号 | 令和 8 年度三春町国民健康保険特別会計予算             | 全 員 | 原案可決 |
| 議案第 26 号 | 令和 8 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算            | 全 員 | 原案可決 |
| 議案第 27 号 | 令和 8 年度三春町介護保険特別会計予算               | 全 員 | 原案可決 |
| 議案第 28 号 | 令和 8 年度三春町町営バス事業特別会計予算             | 全 員 | 原案可決 |
| 議案第 29 号 | 令和 8 年度三春町放射性物質対策特別会計予算            | 全 員 | 原案可決 |
| 議案第 30 号 | 令和 8 年度三春町病院事業会計予算                 | 全 員 | 原案可決 |
| 議案第 31 号 | 令和 8 年度三春町水道事業会計予算                 | 全 員 | 原案可決 |
| 議案第 32 号 | 令和 8 年度三春町下水道事業等会計予算               | 全 員 | 原案可決 |
| 議案第 33 号 | 令和 8 年度三春町宅地造成事業会計予算               | 全 員 | 原案可決 |
| 同意第 1 号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて | 全 員 | 同 意  |
| 発委第 1 号  | 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例               | 全 員 | 原案可決 |
| 発委第 2 号  | 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書            | 全 員 | 原案可決 |